

告発状

大阪地方検察庁

検事正 山本真千子 殿

2022年9月6日

告発人ら代理人 弁護士 河合 弘之

同 弁護士 加納 雄二

外6名

告発人の表示 (略)

別紙「告発人目録」記載のとおり

告発人代理人 (略)

別紙「告発人代理人目録」記載のとおり

被告発人の表示

別紙「被告発人目録」記載のとおり

目次

告発事実.....	9
第1 特別背任罪（土砂高値処分）.....	9
第2 背任罪（土砂高値処分）.....	10
第3 特別背任罪（土地高値賃借）.....	10
（罪名及び罰条）.....	11
告発の理由.....	11

第1章	本事件の端緒及び概要.....	11
第1	約3億6000万円もの金品受領、事前発注約束等の発覚.....	11
第2	コンプライアンス委員会の調査報告書（2020年4月20日付）.....	12
第3	土砂処分問題の概要.....	12
第4	土地賃借問題の概要.....	13
第2章	土砂処分問題.....	14
第1	土砂処分問題の事実経過等.....	14
1	2013年12月12日 森山から発注要求—吉田開発へ10億円.....	14
2	2013年12月13日 大飯原発幹部が森山と面談—森山の要求に応じて2億円の発注を約束.....	14
3	森山との約束を果たすため大飯原発の工事予算レベルを超える6万m ³ の発注方針を決定.....	15
4	2013年12月27日 大飯原発幹部が吉田開発の承諾を得る.....	15
5	2014年1月10日 大飯原発幹部が森山と面談—発注内容を事前に説明...16	16
6	2014年4月頃 吉田開発に対する地元からのクレーム.....	17
7	本件スキームの検討.....	18
(1)	本件スキーム.....	18
(2)	土砂発生量220万m ³	19
(3)	関電側は吉田開発の純利益額及び森山との約束額まで計算.....	19
(4)	「何の努力もなしに」利益を得ることが可能、「全て中抜き案」.....	20
(5)	2014年7月17日 本件スキームに対する吉田開発の了解.....	20
(6)	小括—森山との約束を守るため本件スキームを採用.....	21
8	森山からの発注要求（2015年度以降分）.....	21
(1)	大飯原発分.....	21
ア	2014年2月20日 大飯原発幹部が森山と面談—土砂処分量10万m ³ と説明.....	21

イ	2014年3月1日 森山の要求—10万m ³ は吉田開発に任せてほしい	21
ウ	2014年3月14日 大飯原発幹部が森山と面談—10万m ³ を約3億3000万円で発注予定	23
エ	2014年9月30日 大飯原発幹部が森山と面談	24
(2)	高浜原発分	25
ア	森山から高浜原発の土砂処分についても吉田開発へ発注するよう要求	25
イ	2014年9月18日 鈴木副事業本部長が森山へ土砂量約4万m ³ を説明	25
9	関電における土砂処分スキームの検討経緯	26
(1)	ゼネコンに対する土砂処分候補地の調査依頼	26
ア	ゼネコンへの依頼案に、調査には吉田開発へも声をかける案	26
イ	吉田開発に調査の依頼をすることは絶対反対	26
ウ	反対意見にもかかわらず吉田開発を入れる案を再度提案	27
エ	可能な限り吉田開発を使いたい	28
(2)	土砂部会（鈴木がヘッド）	29
(3)	吉田開発提案の土砂処分場候補地—心配になる点が多い	30
(4)	吉田開発を関与させられるかどうかの確認	31
ア	吉田開発とは仕事をしたくない業者の了解を得るべく交渉	31
イ	本件スキームについてゼネコンの了解	31
ウ	吉田開発・塩浜工業が絡む場合は単価が上がる	32
エ	ゼネコンに対して土砂の処分先として吉田開発を指定	32
オ	地元業者にも吉田開発が関与することの確認	32
カ	「Y社の評判はよろしくない」と洩る地元業者	33
キ	「そもそも、吉田開発は何をして対価を得るのか」	33
ク	単価の「世間相場（2千数百円）」	34
(5)	土砂部会による土砂処分状況の管理	34
10	森山らに対する説明（事前発注約束等）	36

(1)	2015年1月13日 森山へ説明 搬入・処分量の予定	36
(2)	個別要求から高浜・大飯原発の土砂をまとめたの要求に	36
(3)	森山に説明した工事予定の履行を進める	37
(4)	2015年2月12日 森山へ説明 特重工事の発注予定額等	37
(5)	2015年2月26日 森山へ説明 25.6万m ³ 確定	38
(6)	2015年4月14日 森山へ説明 約4.4万m ³ 増	39
(7)	2015年9月4日 森山へ説明 約34.8万m ³	39
(8)	2015年10月14日 森山へ説明 9月4日からの追加分31.5万m ³	39
(9)	2015年10月28日 森山へ説明 追加分微修正で32.2万m ³ 概算13億2000万円	40
(10)	2016年2月11日 森山へ説明 平成28年度土砂量27万9500m ³ 概算10億5000万円超	40
(11)	2016年4月7日 吉田開発役員と面談 土砂処分的情勢	41
(12)	2016年7月25日 森山へ説明 10月28日からの追加分約7.2万m ³	42
(13)	2016年11月4日 森山との約束の検証(金額を満たしているか)	43
(14)	2017年1月13日 森山へ説明 吉田開発へ発注予定の新規工事 1億1000万円	43
(15)	2017年4月27日 森山へ説明 2018年度分及び2019年度分 17.4万m ³ (吉田開発及び塩浜工業)	44
(16)	2017年6月12日 森山へ説明 2017年度から2020年度の発注予定 18.5億円	44
(17)	発注の終期	44
1 1	小括	45
第 2	特別背任罪の構成要件該当性	45
1	「取締役」であること(会社法960条1項3号)	45
2	「その任務に背く行為」(会社法960条1項柱書)	46

(1) 「その任務」	46
ア 電気事業者—電気の使用者の利益保護	46
イ 豊松は1億1000万円超もの金品受領	46
ウ 小括—不正・不適切発注を行わない任務	47
(2) その任務に「背く行為」	47
ア 森山の要求に応じて吉田開発への発注を約束	48
イ 森山との発注約束を守るために本件スキームを採用	48
ウ 本件スキームを広く土砂処分全般に採用	49
エ 本件スキームに沿ってゼネコンへ発注先及び発注単価を指示	50
オ 吉田開発の業務実態	50
(ア) 監理業務を発注する必要があったか疑問	50
(イ) 吉田開発には監理業務を担当する適性がない	51
(ウ) 小括—監理業務の名目で発注	51
カ 関電は根拠のない利益が吉田開発に渡っていると認識	52
(ア) 本件スキームの検討に当たり吉田開発の純利益を検証	52
(イ) 地元業者の受注金額（2000円台）を認識しつつ本件スキームを採用	53
(ウ) 運搬単価の値上げの代わりにB社に対する直接発注スキームを提案 ..	55
キ 小括	56
3 「自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的」（会社法960条1項柱書）	57
4 「当該株式会社に財産上の損害を加えた」（会社法960条1項柱書） ..	57
5 故意	58
6 結論	58
第3 背任罪の構成要件該当性	58
1 「他人のためにその事務を処理する者」	59

(1) 森中の略歴.....	59
(2) 鈴木 of 略歴.....	60
2 「その任務に背く行為」	61
(1) 「その任務」	61
ア 電気事業者－電気の使用者の利益を保護	61
イ 森山関連業者への発注は特に注意すべき	61
(ア) 森中は4060万円相当の金品を受領	61
(イ) 鈴木は1億2000万円超もの金品を受領	61
ウ 小括－不正・不適切発注を行わない任務	62
(2) その任務に「背く行為」	62
3 「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」	63
4 「本人に財産上の損害を加えた」	63
5 故意.....	63
6 結論.....	64
第2章 土地賃借問題.....	65
第1 土地賃借問題の事実経過等.....	65
1 本件土地をめぐる過去の経緯.....	65
(1) 過去の土地売買	65
(2) 2011年当時における森山氏からの要求	66
2 土地Aに関する森山らとの交渉	66
(1) 土砂搬入後の土地Aの活用に関する森山への説明.....	66
ア 2015年2月12日 鈴木が森山と面談.....	66
イ 2015年2月20日 原子力事業本部役職間で説明資料共有	67
ウ 2015年2月26日 森山と面談	67
(2) 土地Aの賃貸借に関する検討開始.....	68
ア 2015年3月1日 森山からの要求	68

イ	2015年3月2日	土地Aの賃借料の検討	68
ウ	2015年3月5日	森山との面談	68
エ	2015年3月11日	吉田開発の担当部長との面談	69
オ	2015年5月12日	関電として賃料をいくらまで上げられるか 賃料上限 80万6000円/月	69
カ	2015年6月3日	吉田開発は200万円/月を譲らない	70
キ	2015年8月3日	賃料の上限200万円/月	71
(3)		B倉庫の管理業務及びアクセス道の巡視業務の発注	72
ア		B倉庫管理業務について	72
	(ア)	2015年6月1日・3日 関電プラントに対して吉田開発に業務を委託す ることを依頼	72
	(イ)	2015年6月9日 関電プラントとの協議 不足分140万円/月の捻出	72
	(ウ)	2015年7月8日 関電プラントとの協議 吉田開発へ1.5億円の発注を 検討	73
	(エ)	2015年7月15日 関電プラントとの協議 1.5億円ありき	73
	(オ)	2015年7月24日 B倉庫の建設に関する方針伺	73
	(カ)	2015年7月27日 B倉庫の監理業務 実態は伴わない	74
	(キ)	2015年8月21日以降 B倉庫の建設1.5億円で発注・管理業務も発注	74
イ		アクセス道路の巡視業務の委託 1,173万超/年	75
ウ		平成27年9月から5年間の利益など	75
3		土地Aに関する賃貸借契約の締結	77
(1)		土地賃借料の決定 22,706円/m ²	77
(2)		土地Aに関する賃貸借契約の締結	77
ア	2016年6月1日	方針稟議 月額100万超から147万超	77

イ	2016年6月29日 契約稟議 賃料月額120万円で決裁.....	78
ウ	2016年7月5日契約～2021年3月解約	78
4	土地B及び土地Cに関する賃貸借契約の締結	79
(1)	土地Aの用途変更 駐車場から作業用地に	79
(2)	取引先a社からの要請 工事費が1億円程度増加.....	79
(3)	土地B及び土地Cに関する方針稟議 土地Aの賃料単価流用	80
(4)	2017年9月26日付土地Cの賃貸借契約締結 月額85万円超 自動更新..	81
(5)	2018年5月18日付土地Bの賃貸借契約締結 月額46万円超 自動更新..	81
第2	特別背任罪の構成要件該当性	81
1	「取締役」であること（会社法960条1項3号）	82
2	「その任務に背く行為」（会社法960条1項柱書）	82
(1)	「その任務」	82
ア	電気事業者—電気の使用者の利益保護	82
イ	豊松は1億1000万円超もの金品受領	82
ウ	小括—不正・不適切取引を行わない任務	83
(2)	その任務に「背く行為」	83
ア	土地Aを駐車場として賃借する必要性はなかった	83
(ア)	森山の要請を契機として駐車場の整備が計画された	84
(イ)	先に土地Aを賃借する方針が決定され後付けで駐車場の整備計画	84
(ウ)	土地Aを駐車場として活用することについて疑義が示されていたこと	85
(エ)	小括	86
イ	実際の賃料（120万円/月）の不合理性	86
(ア)	土地等評価取扱要綱指針との整合性	86
(イ)	基準地の選定	87
(ウ)	本件基準地の「近接地域」該当性	88

(エ) 個別要因の比較.....	89
(オ) 「対象付近に路線価等がある場合」の該当性.....	90
(カ) 「均衡」の意味.....	91
(キ) 小括	91
ウ 恣意的な算定が行われた可能性が極めて高い	91
エ 適正賃料.....	92
オ 小括.....	92
3 「自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的」(会社 法960条1項柱書)	92
4 「当該株式会社に財産上の損害を加えた」(会社法960条1項柱書)	92
5 故意.....	93
6 結論.....	94
第3章 強制捜査の求め	94
第4章 結語	95
文書目録	97
添付書類	108
被告発人目録.....	109
告発人代理人目録.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
告発人目録.....	エラー! ブックマークが定義されていません。

告発事実

第1 特別背任罪（土砂高値処分）

被告発人豊松秀己は、関西電力株式会社において2010年6月から2019年6月までの間、電気を供給するという公益的な役割を担う企業の代表取締役兼原子力事業本部長として、誠実に業務を遂行する任務、具体的には不正・不適切発注を行わない任務を有していたところ、自己若しくは第三者の利益を図り、又

は関電に損害を加える目的を持って、不正・不適切な発注を行わない任務に背いて、2013年12月¹から2018年2月²までの間、森山榮治に対して、事前に情報提供、若しくは、事前発注約束をし、吉田開発に対して相場より高値での発注又は不要な発注をし、会社に対し、発注価格と正当な価格の差額に相当する財産上の損害を加えた。

第2 背任罪（土砂高値処分）

被告発人森中郁雄は、関西電力株式会社において2013年6月から2019年6月までの間原子力事業本部本部長代理として原子力に関する業務を担当し、また被告発人鈴木聡は、同社において2013年6月から2019年6月までの間原子力事業本部副事業本部長として原子力に関する業務を担当し、電気を供給するという公益的な役割を担う企業の社員として、誠実に業務を遂行する任務、具体的には不正・不適切発注を行わない任務を有していたところ、自己若しくは第三者の利益を図り、又は関電に損害を加える目的を持って、不正・不適切な発注を行わない任務に背いて、2013年12月³から2018年2月⁴までの間、森山榮治に対して、事前に情報提供、若しくは、事前発注約束をし、吉田開発に対して相場より高値での発注又は不要な発注をし、会社に対し、発注価格と正当な価格の差額に相当する財産上の損害を加えた。

第3 特別背任罪（土地高値賃借）

被告発人豊松秀己は、関西電力株式会社において2010年6月から2019年6月までの間、電気を供給するという公益的な役割を担う企業の代表取締役兼

¹ 「2013年12月」は、本件調査報告書で明らかにされた土砂処分問題において、最初に森山から発注要求を受けた時点

² 「2018年2月」は、金沢国税局が関電の元役員らを調査した時点である。

³ 「2013年12月」は、本件調査報告書で明らかにされた土砂処分問題において、最初に森山から発注要求を受けた時点

⁴ 「2018年2月」は、金沢国税局が関電の元役員らを調査した時点である。

原子力事業本部長として、誠実に業務を遂行する任務、具体的には不正・不適切取引を行わない任務を有していたところ、自己若しくは第三者の利益を図り、又は関電に損害を加える目的を持って、不正・不適切な取引を行わない任務に背いて、森山榮治の要求に応じて、2016年7月5日から2021年3月の間、吉田開発関連X社から土地Aを賃借することとし、吉田開発株式会社の要求に応じて、不当に高値で賃借し、会社に対し、不当な高値賃料と正当な賃料の差額に相当する財産上の損害を加えた。

(罪名及び罰条)

第1の事実 特別背任罪（会社法960条1項）

第2の事実 背任罪（刑法247条）

第3の事実 特別背任罪（会社法960条1項）

告発の理由

第1章 本事件の端緒及び概要

第1 約3億6000万円もの金品受領、事前発注約束等の発覚

2019年9月26日の共同通信の配信をきっかけにして、関西電力株式会社（以下「関電」という。）の役職員らが、高浜町元助役森山榮治（以下「森山」という。）から多額の金品を受領し、森山関連業者へ発注していることが発覚した。また、関電内に設置された調査委員会が森山からの金品受領、森山関連業者への発注等を調査した2018年9月11日付の報告書（以下「社内調査報告書」という。）を作成していたことも明らかになった。

その後、第三者委員会が設置され、関電の役職員らが森山及び森山関連業者から約3億6000万円相当の現金、小判、金貨、仕立券付スーツ生地等を受領していたことが判明した（2020年3月14日付第三者委員会調査報告書

(以下「第三者委員会調査報告書」という。)・21頁)。さらに、森山に対して、発注に関する事前情報の提供、事前発注約束、発注をしていたことも判明した(第三者委員会調査報告書100頁以降)。

第2 コンプライアンス委員会の調査報告書(2020年4月20日付)

2019年10月2日、社内調査報告書が公表され、後述の土砂処分問題を含むいくつかの問題について大阪国税局の調査(以下「本件国税調査」という。)が開始された(甲1・6頁)。

本件国税調査では、土砂処分問題について、次の指摘を受けた上、第三者委員会により事前発注約束等の関連資料と認定された資料(大飯原発幹部発信の2014年8月28日付メールの添付資料。以下「本件添付資料」という。)の提出を求められた。

1. 関西電力が元請(ゼネコン)からの発注先・発注単価に関与している
2. 吉田開発の業務実態が確認できない(トンネル会社ではないか)
3. 関西電力の発注単価(3400円/m³)と吉田開発の発注単価(2380円/m³)の差額(1020円/m³)は、森山氏との関係を円滑にするための支出であり交際費

(甲1・90頁)

その後、関電のコンプライアンス委員会は、監査委員会委員から土砂処分問題及び土地賃借問題につきコンプライアンス上の疑いがあるとの通知を受けて、調査を決定し、2022年4月20日付の調査報告書(以下「本件調査報告書」という。甲1)で、土砂処分問題、土地賃借問題、A倉庫問題の3つの不正を明らかにした。

このうち土砂処分問題及び土地賃借問題は、森山の要求に応じて高値で発注、高値で賃借した事件である。

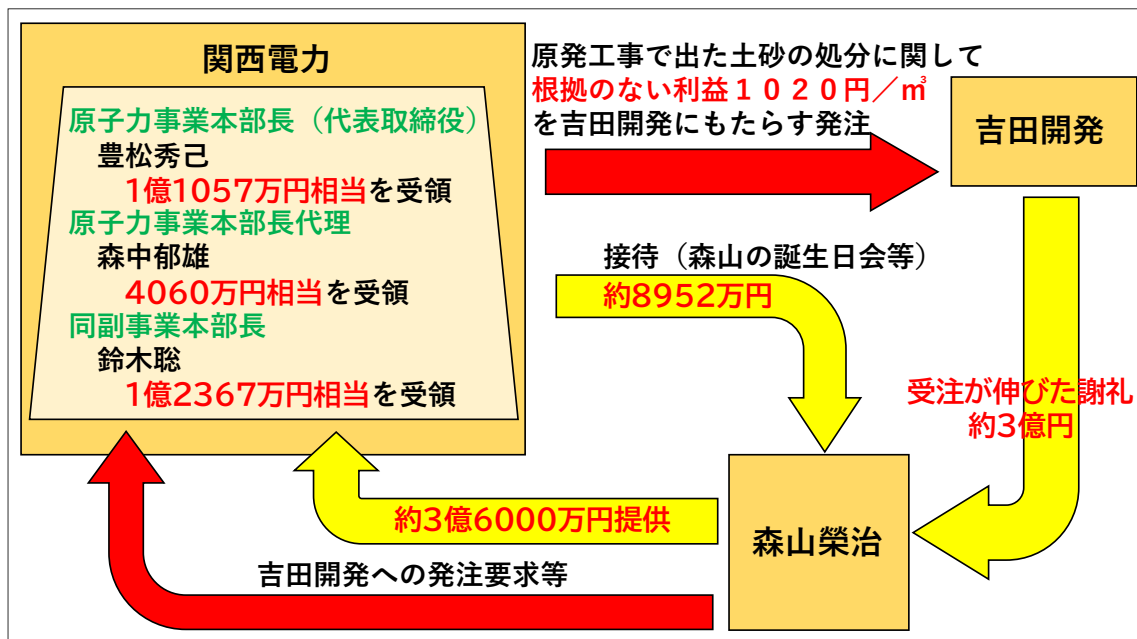
本告発状では、この2つの問題を告発する。

第3 土砂処分問題の概要

土砂処分問題の概要は、関電の役職員らが、森山からの吉田開発への発注要求に応じて、原発工事で出た土砂処分に関して吉田開発へ根拠のない利益10

20円/m³をもたらす発注を行ったという事案である（下図参照）。

被告発人らは原子力事業本部のトップ（豊松）、ナンバー2（森中）、ナンバー3（鈴木）である。いずれも極めて多額の金品を森山（森山関連業者を含む。）から受領しており、森山関連業者である吉田開発を優遇して発注する動機が十分にある。



（第三者委員会の調査報告書及び甲1に基づき作成⁵）

第4 土地賃借問題の概要

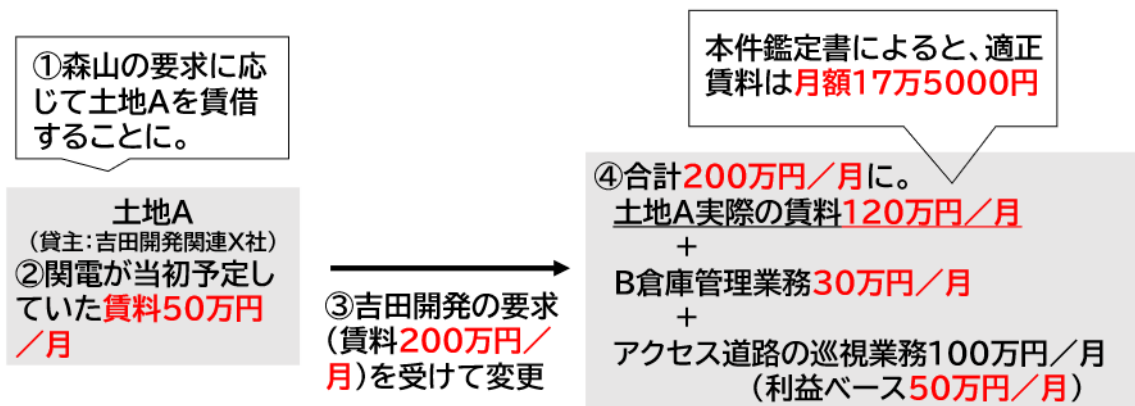
土地賃借問題の概要は、関電の役職員らが、森山の要求に応じるために本件土地賃借を決定し、吉田開発株式会社の要求に応じて社内規程に違反して賃料の算定を行い、不相当に過大な賃料を吉田開発関連X社へ支払っていた事案である。

⁵ 「約3億6000万円提供」（第三者委員会調査報告書86頁）

「受注が伸びた謝礼 約3億円」（第三者委員会調査報告書63頁）

「接待（森山の誕生日会等） 約8952万円」（第三者委員会調査報告書別紙3-2-3-1：関西電力における森山氏との会食数及び交際費の金額一覧）

豊松秀己、森中郁雄、鈴木聡らの受領した金品（第三者委員会調査報告書別紙4-1-2-1：社内調査報告書別紙（金品受領者一覧））なお、換算金額は報道による。



第2章 土砂処分問題

第1 土砂処分問題の事実経過等

1 2013年12月12日 森山から発注要求—吉田開発へ10億円

関電の設置運転する大飯発電所（以下「大飯原発」という。）では、2013年度における吉田開発への発注実績は2000万円であり、次年度も同程度の発注を予定していた（甲1・26頁）。

ところが、2013年12月12日、森山から大飯原発の幹部に対して電話があり、次年度（2014年度）における吉田開発への発注金額を10億円にするよう要求があった（甲1・26頁）。

2 2013年12月13日 大飯原発幹部が森山と面談—森山の要求に応じて2億円の発注を約束

大飯原発の幹部は、2013年12月13日に森山氏と面談し、大飯原発の工事予算等について説明したものの、納得を得られず、結論として、2014年度における吉田開発への発注を2億円とすること（※元請けではないので、発注金額は更に大きくなること）を約束した。その上で、大飯原発における工事計画を取りまとめ、2014年1月10日に再度森山に対して説

明することとなった。(甲1・26頁)

この約束によって、関電としては、森山に対して吉田開発各年度の発注予定金額(1事業年度当たり2億円)を約束したという認識を有し、定期的に森山に対して発注予定工事の概要を報告(情報提供)していたものと認められる(甲1・94頁)。

3 森山との約束を果たすため大飯原発の工事予算レベルを超える6万m³の発注方針を決定

大飯原発では、森山に対して約束した発注金額2億円は、大飯原発における工事予算のレベルを超えていたことから、原子力事業本部の事業本部長代理(森中)らと対応方針を相談の上、吉田開発へ発注する工事を検討した。そして、2013年度に実施稟議がされた工事により発生する土砂のうち、6万m³の処分を吉田開発に発注する方針を決定した。(甲1・26頁)

4 2013年12月27日 大飯原発幹部が吉田開発の承諾を得る

大飯原発の幹部は、2013年12月27日、吉田開発の役員と面談し、全体の流れ(原発から発生する土砂を一旦おおい町内に仮置きし、最終処分を吉田開発にお願いする。運搬は地元業者)を説明し、吉田開発の役員の承諾を得た。(甲1・26頁)

その際、吉田開発の役員は「6万立米以上、2億円以上」という数字の6万m³に難色を示していたとのことであり、面談内容を原子力事業本部の役職員及び大飯原発の他の幹部に対して報告したメールには、「土砂量が多いと先生への謝礼を多く支払うことになる模様」と記載されている。さらに、このメールには、吉田開発の役員との面談結果について原子力事業本部長(豊松)に報告できていないため、原子力事業本部の役職員から原子力事業本部長(豊松)に「簡単にお耳に入れていただけないでしょうか」と記載されている。(甲1・26頁)

上記「土砂量が多いと先生⁶への謝礼を多く支払うことになる模様」との記載から、森山の要求に応じて関電が吉田開発へ発注をしたことへの謝礼を吉田開発が森山に支払っていたこと、及び、関電がそのことを認識していたことが読み取れる。

5 2014年1月10日 大飯原発幹部が森山と面談—発注内容を事前に説明

大飯原発の幹部は、2014年1月10日、森山と面談し、「大飯原発内工事の計画について（案）」を交付した上、大飯原発で実施予定の工事により発生する残土処分の一部を吉田開発に発注すること、土砂量は約6万m³、最終処分費用は約2億円となることを説明した。森山に工事計画を説明した後、吉田開発の役員も交えて面談を行った。

その際に森山に説明した資料には、以下のとおり、吉田開発への発注予定工事に関する一覧表が記載されている（土砂処分工事に関する部分のみ抜粋）。（以上、甲1・26頁、27頁）

No.	件名	工期		元請		地元下請企業再掲		備考
		着工	竣工	発注予定先	金額	地元(1次)	金額	
1	** [工事件名] ① ** [工事件名] ② ** [工事件名]	H26.4	H26.11	①ゼネコン ②ゼネコン	未契約 未契約	①吉田開発 ②吉田開発	約200百万円	(概要) ・残土処分
2	(略)							
	合計	—	—	—	—	—		

(甲1・27頁)

また、「大飯発電所工事計画に関する説明およびQ&A」と題する想定問答も準備されており、その中で「Q 高浜では、3万m³で1億円だった。仮に、9万m³出れば3億円になるのか」「A 高浜がどのような算定をされたのか承知していない。今回の工事は、土砂の量から概算算定したところ、吉田開発さんに対し、約2億円の発注となる」という想定Q&Aが記載されている。（甲1・27頁）

⁶ 「先生」とは、森山のことを指すと解される。

上表によると、元請は未定で契約も締結していない段階で、既に下請を吉田開発とし、吉田開発へ残土処分約2億円を発注予定とされている。このような発注の流れをみると、価格や能力の点で工事にふさわしい業者を選定することもなく吉田開発と決めてかかっていることから、森山との約束（吉田開発へ2億円の発注）を果たすことが目的になっているといえる。

6 2014年4月頃 吉田開発に対する地元からのクレーム

(1) 高浜原発及び大飯原発での工事により発生する土砂について

元請（ゼネコン）から吉田開発に対して処分工事を発注し、吉田開発が管理するA処分場に収容する予定となった（甲1・28頁）。

吉田開発が高浜町にあるA処分場に土砂の搬入を開始した後の平成26年（2014年）4月頃、周辺住民からゼネコン及び高浜町に対し、盛り土の崩壊、土砂流入の懸念及びダンプの高頻度の運航・騒音等に関するクレームが入り、A処分場への土砂の搬入を中止・中断せざるを得ない事態となった（甲1・28頁）。

その際の原子力事業本部の役職員のメモには、「M氏（森山氏）との約束はちゃんとできるようになってから果たす（ボリュームは確保できるはず）」「M氏（森山氏）との約束先送り」等が記載されている。（甲1・28頁）

この記載からも、関電内では森山との約束（吉田開発へ2億円の発注）を果たすことが強く意識されていることが分かる。

(2) 高浜町にあるA処分場には、高浜原発における**[工事件名]により発生した土砂だけでなく、大飯原発における**[工事件名]（①**[工事件名]、②**[工事件名]）により発生した土砂についても、搬入・処分される予定であった。この大飯原発における**[工事件名]とは、2014年1月10日に大飯原発の幹部が森山に対して吉田開発への発注を約束した工事の1つである。（以上、甲1・94頁）

ところが、高浜町にあるA処分場における土砂流出トラブルにより、同処分場への土砂搬入ができなくなり、特に大飯原発の工事によって発生する土砂については、高浜町より「大飯の土砂を高浜町に持ち込むことは認められない」とされていた。そのため、高浜町外で土砂処分場を探す必要があった。

吉田開発及び森山は、代替の新たな土砂処分場では別途擁壁・排水管等の設備が必要となるものがあり、その費用は関電で負担して欲しいと主張した（甲1・28頁、29頁）。しかし、関電が吉田開発によるトラブル解決のために擁壁費用を負担する理由はなかった（甲1・29頁、95頁）。

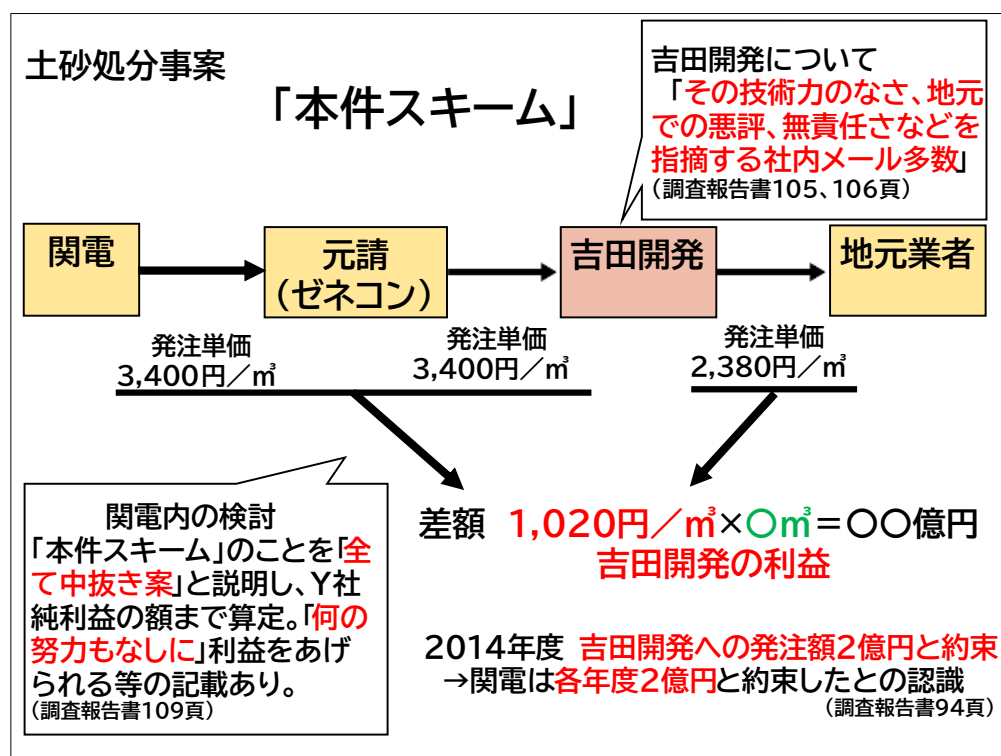
吉田開発が主張する代替の土砂処分場では擁壁工事の費用負担の折り合いがつかず、それを解決しない限り土砂を搬入することはできなかった。（甲1・95頁）

7 本件スキームの検討

(1) 本件スキーム

そこで、関電では、大飯原発の工事によって発生する土砂については、おおい町の地元業者であるおおい町地元業者a社が管理する土砂処分場（**[地名]）へ搬入することとし、具体的な契約スキームの検討を行った。

その具体的な契約スキームは、下図のとおり、関電からゼネコンへ単価3400円/m³で発注し、ゼネコンが吉田開発へ単価3400円/m³で発注し、吉田開発が地元業者へ2380円/m³（調査報告書5頁。同30頁には「単価2500円/m³」との記載もある。）で発注するというものである（以下「本件スキーム」という。甲1・5頁、29頁）。



なお、当初は森山からの要求に応じて吉田開発への発注金額を確保するためにA処分場の土砂流出トラブルによって考え出した本件スキームを、高浜・大飯原発の工事に伴う土砂処分全般に関して採用することとなった可能性が高いと認定されている（甲1・100頁）。

(2) 土砂発生量220万m³

吉田開発に発注された土砂の処分量の総量は本件調査報告書からは明らかではないが、関電によると高浜・大飯原発では合計220万m³の残土が生じていると報じられている（甲2）。

これらのうち少なからず大量の土砂の処分を本件スキームで処理していると考えられ、吉田開発に相当額の利益がわたっていると考えられる。

(3) 関電側は吉田開発の純利益額及び森山との約束額まで計算

関電における本件スキームの検討において、Y社（引用者注：「吉田開発」のことを指すと解される。）純利益の額まで計算されているほか、既に処分が完了した部分（13,100m³）の処分費と合算して「Y社請負

額」が200,260,000円となることが記載されている。(甲1・30頁)

(4) 「何の努力もなしに」利益を得ることが可能、「全て中抜き案」

関電内で本件スキームを検討しているメール本文では「差額900円/立米(3400円-2500円)もあればY開発(引用者注:「吉田開発」のことを指すと解される。)もOKを出すのではと考えます」「何の努力もなしに、4000万円以上の利益を得ることが可能なので、Y開発にとって悪い話では決してありません」と記載されている。(甲1・30頁)

また、同メールに添付された各ケースを比較する資料では、ケース1～3について吉田開発の請負額・支払額・純利益の額が計算されており、吉田開発の請負額は206,000,000円であることが確認されていたほか、ケース2については「ゼ→Y→*[アルファベット] 全て中抜き案」と記載されていた。(甲1・95頁)

(5) 2014年7月17日 本件スキームに対する吉田開発の了解

大飯原発の幹部は、2014年7月17日、吉田開発の役員と面談し、①ゼネコンを通じて吉田開発に対しおおい町地元業者a社所有の土砂処分場(**[地名])の話が伝わっていることを確認した上、A処分場のようなトラブルを起こすことなく、同処分場へ土砂処分を進めてほしいこと、②吉田開発の役員から森山氏に対し、おおい町地元業者a社の土砂処分場(**[地名])へ処分することになった件を上手に話してほしいこと、を伝えた。

吉田開発の役員からは、森山に対しては、土砂処分場を探している中でおおい町地元業者a社所有の土砂処分場(**[地名])が見つかったので、取り急ぎ大飯の土砂をそこに捨てる旨を報告し、了解を得たことが報告された。

大飯原発の幹部は、同日、事業本部長代理(森中)、副事業本部長(原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務)(鈴木)、原子力事業本部の

役職員らに対し、上記吉田開発の役員との面談結果をメールで報告した。

(以上、甲1・30頁)

(6) 小括—森山との約束を守るため本件スキームを採用

コンプライアンス委員会は、以上の経緯を踏まえて、大飯原発における*
*[工事件名]で本件スキームが採用されるようになった理由は、「約束して
いた吉田開発への発注金額（2億円）を守るため、土砂処分を行う地元業者
とゼネコンの間に吉田開発を介在させることとし、本件スキームを採用した
と認めるのが相当である。」と認定している（甲1・95頁）。

8 森山からの発注要求（2015年度以降分）

(1) 大飯原発分

ア 2014年2月20日 大飯原発幹部が森山と面談—土砂処分量10万m³と説明

2014年2月14日、大飯原発の幹部は、森山から電話で今後の土砂処
分量の見込みを質問された。同幹部は、その旨を原子力事業本部の役職員に
報告し、大飯原発で見積もった土砂処分量の見込みを現時点で森山に説明で
きるかどうか、それ以外に森山に説明すべき案件があるかどうかを相談し
た。

さらに、同年2月19日、事業本部長代理（森中）、副事業本部長（原子
力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木）及び原子力事業本
部の役職員と面談し、森山への説明内容の確認を行った。

その上で、大飯原発の幹部は、同年2月20日、森山と面談し、今後の工
事で発生する土砂の量及びスケジュール等について説明した。その際、当面
発生する土砂の量は10万m³であると説明した。（以上、甲1・30頁、3
1頁）

イ 2014年3月1日 森山の要求—10万m³は吉田開発に任せてほしい

大飯原発の幹部は、2014年3月1日、森山から電話を受け、以下のや

りとりを行った。

まず、大飯原発の幹部は、森山から今後発生見込みの土砂10万m³の処分については吉田開発に任せてほしいとの要求を受け、「先生のご意向を承りましたので、社内調整します」と回答した。また、大飯原発の幹部は、森山からの「関西電力から吉田開発へ発注してもらえるのか」という質問に対し、「基準地震動の評価がからむ工事なので、元請けはゼネコンになる（どこかはまだわからない）」「既に実施中の**[工事件名]のスキームと同様に、この10万立米の処分についても、元請けゼネコンから吉田開発に処分について発注することになります」と回答した。これに対し、森山から「電話だけでなく、会って詳しく打ち合わせをした（い）ので、紙で説明してほしい。（10万立米の土砂発生のおおよその時期、**[地名]への運搬・精緻の発注内容、Y開発処分への発注内容等…）」「3月10日の週に会えないか」という要望があり、社内調整して連絡すると回答した。

さらに、大飯原発の幹部は、森山に対し、「平成26年度分として、既に**[工事件名]をお願いしていますが、この10万立米分は、27年度分、28年度分の前倒しとしての取扱いをお願いいたします」と念押ししている。（以上、甲1・31頁）

ここで、大飯原発幹部が2014年（平成26年）3月1日の森山への電話で、10万m³の発注は翌年度（平成27年度）分、翌々年度（平成28年度）分の発注分であることを念押ししており、事前発注約束をしているといえる。大飯原発における吉田開発に対する年度毎の発注予定額を約束するケースであると考えられる。

以上のやりとりの詳細については、大飯原発の幹部から原子力事業本部の役職員、事業本部長代理（森中）、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木）ら原子力事業本部の役職員に対し、「取り扱い注意」と記載した上で、メールにて報告されている。（甲1・31

頁)

ウ 2014年3月14日 大飯原発幹部が森山と面談—10万m³を約3億3000万円で発注予定

大飯原発の幹部は、2014年2月20日の森山の面談時と同様、森山との面談前日である同年3月13日、事業本部長代理（森中）、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木）及び原子力事業本部の役職員と面談し、森山への説明内容の確認を行った。さらに、大飯原発の幹部は、同日、原子力事業本部の役職員に対し、メールで「明日のご説明に向けてご教示願います」として廃棄物の処分に関する手続について相談しており、それに対する原子力事業本部の役職員からの返信には、（懸念しているコンプライアンス上の問題点の内容が正確にわからないものの）「先ほどの打ち合せではいろいろ話が出ましたが、関電はゼネコンと契約し、適正な処分費用を支払ってさえいれば、特に問題にならないと思うのですが・・・」と記載されていた。大飯原発の幹部は、原子力事業本部の役職員からの上記回答を、事業本部長代理（森中）、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木）らに対して報告していた。

その上で、大飯原発の幹部は、2014年3月14日、森山と面談し、同氏からの依頼事項（2014年2月20日面談時の依頼事項）に対して回答するとともに、吉田開発に対して発注する予定の土砂処分工事について資料を示して説明した。

フォレンジック調査によって発見された大飯原発の幹部からの原子力事業本部の役職員宛てのメール[20140828 メール_ご相談：大飯発電所 先生へのご説明スタンスにつきまして]によれば、2014年3月14日に森山に交付した資料には、以下のとおり、同年1月10日に森山に交付した資料と同じ書式にて、平成27年度以降の吉田開発への発注予定工事に関する一覧

表が記載されている（土砂処分工事に関する部分のみ抜粋）。（以上、甲1・32頁）

No.	件名	工期		元請		地元下請企業再掲		備考
		着工	竣工	発注予定先	金額	地元(1次)	金額	
1	**〔工事件名〕 (仮称)	H26.秋	H27 年度中	未定	未契約	吉田開発	約100百万円	(概要) 残土処分(約3万m ³) H26年度:約1万m ³ H27年度:約2万m ³
2	**〔工事件名〕 (仮称)	検討中	検討中	未定	未契約	吉田開発	約100百万円	(概要) 残土処分(約3万m ³)
3	**〔工事件名〕 (仮称)	検討中	検討中	未定	未契約	吉田開発	約130百万円	(概要) 残土処分(約4万m ³)
	合計	—	—	—		—	約330百万円	

(甲1・32頁)

エ 2014年9月30日 大飯原発幹部が森山と面談

大飯原発の幹部は、2014年8月28日、原子力事業本部の役職員に対し、森山との次回会合が同年9月30日にセットされたことを報告するとともに、当該会合において説明する内容を報告した。

当該報告メールは、事業本部長代理（森中）、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木）、副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城）ら原子力事業本部の役職員に対してもccとして送付されている。

当該報告メールには、森山との過去の交渉経緯をまとめた「これまでの経緯」と題する資料及び大飯原発が森山に交付した過去の資料（2014年1月10日に交付した平成26年度計画、同年3月14日に交付した平成27年度・平成28年度計画）のほか、次回会合にて森山に交付する予定の資料が添付されていた。なお、次回会合にて森山に交付する予定の資料とは、2014年3月14日に交付した説明資料（平成27年度・平成28年度における吉田開発への発注予定工事一覧表）の備考欄の記載を一部削除したもの

である。

そのほか、大飯原発の役職員は、2014年1月10日に交付した資料（平成26年度計画）の備考欄に実際の発注状況を記載した資料を作成し、同年9月25日に大飯原発の幹部に送付するなどして準備していたが、最終的に森山との9月30日の面談では、新たな資料は交付していない。（以上、甲1・32頁、33頁）

(2) 高浜原発分

ア 森山から高浜原発の土砂処分についても吉田開発へ発注するよう要求

高浜原発の幹部は、2014年9月9日、原子力事業本部長（豊松）、事業本部長代理（森中）、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木）、副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城）及び高浜原発の他の幹部に対し、森山から、新たに実施予定の土砂処分を伴う工事について、①大飯原発では土砂の処理に地元（吉田開発）を活用する道を拓いてもらっており、高浜原発でも是非そうしてもらいたい、②グループ会社a社は25～27%ピンハネするので外してほしい、という要望を受けており、「所管である事業本部」に伝えると回答したことを報告した。

ただし、コンプライアンス委員会によるフォレンジック調査の結果では、上記の要望に対して原子力事業本部においてどのような検討が行われたのか、森山に対してどのような回答がされたのかを示す資料等は発見されていない。（以上、甲1・33頁）

イ 2014年9月18日 鈴木副事業本部長が森山へ土砂量約4万m³を説明

副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木）は、2014年9月18日、森山に対して、高浜原発の**[工事件名]の残土量が4万3000m³であること、**[工事件名]により、約4万m³の土砂が発生し、当該工事を請け負うゼネコンが競争入札の結果**[ゼネコ

ン名]に決定したこと等を報告した。(以上、甲1・33頁、34頁)

9 関電における土砂処分スキームの検討経緯

(1) ゼネコンに対する土砂処分候補地の調査依頼

ア ゼネコンへの依頼案に、調査には吉田開発へも声をかける案

原子力事業本部の役職員は、2014年11月11日のメールで、高浜・大飯原発の幹部に対し、安全対策工事に伴い発生する土砂の処分先を探すため、工事を発注する可能性の高いゼネコン各社に対し、土砂処分候補地の調査を要請することを検討している旨を説明し、かかる要請を行う場合の留意事項等についてアドバイスを求めた。

このメールでは、ゼネコンへの依頼内容について、以下のとおりの文案が記載されている。(以上、甲1・34頁)

3. 依頼内容

大型の工事が続くが土砂処理に苦勞する。できるだけ多くの候補地を探して欲しい。

- ・場所は、高浜町、おおい町、両町周辺市町
- ・工事名は言わない。
- ・関電の工事で発生する土であることは言ってもかまわない。
ただし、発生の時期、発生量、どこの発電所から、は言わない。
- ・高浜町の調査においては、吉田開発にも声をかける。
- ・あくまでも可能性調査であり、確約は絶対にしないこと。
- ・場所、搬入可能容量、搬入可能時期、概算単価(処理費用)、周辺環境等を11月25日までに、非公式でいいので書面で報告をお願いする。

(甲1・34頁)

イ 吉田開発に調査の依頼をすることは絶対反対

高浜原発の幹部は、2014年11月12日、原子力事業本部の役職員からの前記メールに対し、「吉田開発に調査を依頼することは、絶対に反対です。少なくとも、高浜町内では。とりわけ、再稼働前の地元からの信頼・地元合意が大切な時期に、目立つところで関わりを持つべきではないと考えます。どうしても使うならば、もっと目立たないところで使うべきです」とい

うメールを返信した。反対の理由として、①地元（高浜町内）での評判が悪すぎることに、②強引な交渉を平気でする・勝手に動く会社であり、吉田開発を目立つところで使えば使うほど当社の地元での信頼度が低下していくこと、③A地区のトラブル時に高浜町の幹部からきつくお叱りを受けていること、④マスコミが「吉田開発問題」を面白おかしく報道するようなことになれば、再稼働に致命的な悪影響が出かねないこと、が指摘されている。（以上、甲1・34頁、35頁）

ウ 反対意見にもかかわらず吉田開発を入れる案を再度提案

原子力事業本部の役職員は、2014年11月13日、高浜原発の幹部及び大飯原発の幹部に対し、いただいたアドバイスを踏まえ、ゼネコンに調査指示を出す前に、テレビ会議等で再度方向性を確認させてほしい旨のメールを発信した。

このメールでは、テレビ会議で協議する内容について、以下のとおり記載されている。（以上、甲1・35頁）

1. 高浜町

- ① 高浜町が保有している土砂処分地候補地点のリストを入手する。
 - ・特重施設の具体的な内容（目的、場所など）、工事工程、発生する土砂の大まかな量とタイミングの説明
 - ・Y社を入れることの確認
- ② ゼネコンに①リストの現地を調査させ、感触を探る。
 - ・搬入可能容量、時期、処理費用、周辺環境等
 - ・地元の会社には声をかけない（懸念：声をかけずに調査可能か？）
- ③ ①②で必要量処分の見通しが得られた場合、Y社に伝えて段取りさせる。
 - ・周辺市町での調査は実施しない。

2. おおい町、周辺市町

- ④ ①②で不足する場合、及び③でY社が受け入れなかった場合、昨日の案通りゼネコンに周辺市町（県外も含む）で調査させる。
 - ・当該自治体へ事前に説明する（町を跨いだ処分になることも合わせて）
 - ・Y社ほか地元の会社に声をかける。

(甲 1 ・ 3 5 頁)

反対意見が出ていたにもかかわらず、「Y社」(吉田開発)に声をかける方向性が確認されている。

エ 可能な限り吉田開発を使いたい

原子力事業本部の役職員は、2014年12月3日に行われた関電内部でのテレビ会議の結果及び同月5日に行われた高浜町への説明の結果を受けて、ゼネコンへの言い振りについての案を検討し、部内にてメールで報告した。

このメールでは、ゼネコンへの依頼内容について、以下のとおりの文案が記載されている。(以上調査報告書35頁、36頁)

文案には、「前提としては、可能な限り地元協力会社である吉田開発を使いたい」「候補地毎に吉田開発をどのように活用できるかもあわせて教えて欲しい」などとあり、関電が吉田開発へなんとかして発注をしようとしていることが分かる。

内容

- ・(経緯と追記願います。) → ** [工事件名]・A地区の事象を伝えるか？
- ・特重の土捨場候補地及び仮置場を大飯町、高浜町、周辺市町村で探して欲しい。高浜町内がベター。
出来れば、場所、容量、m³当り処理単価、必要な手続とその期間、地元の状況
なお、高浜町内の土捨場候補地については、事前に高浜町への情報提供し、アドバイスをいただきたいので、リストアップができた段階で、教えて欲しい。
- ・関電の工事であること(工事件名)、発電所から発生する土砂であることを言っていたいで構わない。
- ・前提としては、可能な限り地元協力会社である吉田開発を使いたいので、候補地毎に吉田開発をどのように活用できるかもあわせて教えて欲しい。

活用例

- ・おおい町地元業者 a 社のスキームのように、間に入れる??
- ・高浜町外では運搬のみ
- ・調査にあたっては、地元の土建会社を使って調査されると思うが、その際には吉田開発にも声をかけて頂いて結構です(吉田には先生経由で話をするようになるのか)
- ・調査の期限は「今年中には候補地を絞り込み決定する。年明け以降、必要な手続を行う。」ので、12月20日ぐらいまでに回答をいただきたい。
(調査は継続してほしい)

(甲1・36頁)

原子力事業本部の役職員は、ゼネコン各社に対し、土砂処分候補地の調査を依頼した。(甲1・36頁)

(2) 土砂部会(鈴木がヘッド)

関電では、2014年12月25日、原子力事業本部及び高浜・大飯原発の関係者が集まり、ゼネコン各社の調査状況の報告のほか、土砂処分場に関する情報交換が行われた。

フォレンジック調査及びヒアリングの結果によれば、関電では、2014年頃より安全対策工事が本格化したことから、土砂処分先に関する情報共有のため、「土砂関係打合せ」「土砂部会」と称する非公式の社内会議(以下「土砂部会」という。)を開催しており、副事業本部長(原子力安全部門統

括及び原子力技術部門統括を兼務) (鈴木) がヘッドとなり、総務グループが事務局を務め、土木建築部門のメンバー、地域共生本部のメンバー、高浜・大飯原発の幹部のほか、各原発の土木建築科の担当者なども必要に応じて参加していたとのことである。

このような会議がいつから開催されていたのかについては、明らかではないものの、2014年12月25日開催の土砂部会の打合せ内容を報告するメール[20141226 メール_【情報共有】土砂処分関係]には、「次回以降は、大飯原発にもご参加いただき関係者の情報を共有したい」「美浜原発にも情報共有させていただきます」と記載されており、2015年以降、原子力事業本部及び各発電所のメンバーの間で「土砂部会」と称する情報共有がされていったものと認められる。

また、土砂部会における打合せ内容については、その都度、原子力事業本部長(豊松)、事業本部長代理(森中)らを含む原子力事業本部の役職員に対してメールで報告されていたと認められる。(以上、甲1・36頁、37頁)

(3) 吉田開発提案の土砂処分場候補地一心配になる点が多い

2015年1月7日開催の土砂部会において、①吉田開発の提案する資料(2014年12月30日に受領したもの)に記載された土砂処分場候補地、②その他の土砂処分候補地、③ゼネコンからの土砂処分場調査状況について、説明が行われた。

原子力事業本部の役職員及び高浜原発の幹部らは、2015年1月8日、吉田開発の提案する土砂処分場等に関する情報収集のため、高浜町及び吉田開発と面談を行った。

その面談報告によれば、吉田開発の提案する土砂処分場は、一部を除き、心配になる点が多いと結論づけられており、「無理に一杯の土砂を詰め込もうとしている印象を受ける。また、対策工事費が非常に大きくなるようにな

っており、吉田開発らしい案と言える」「あまり膨大な対策工事を投ずることは現実的ではなく、安全サイドに立ち、少なめの土砂をおくことになる可能性が高いだろうという前提で議論をさせてもらう」と記載されている。

(以上、甲1・37頁)

(4) 吉田開発を関与させられるかどうかの確認

ア 吉田開発とは仕事をしたくない業者の了解を得るべく交渉

2015年1月23日開催の土砂部会において、土砂処分場候補地についての状況説明が行われた。ここでは、吉田開発以外の地元業者やゼネコンが提案する各候補地について、「吉田関与も可能」「吉田関与は不可」といった形で吉田開発の関与が可能かどうかという情報が報告されている。

また、吉田開発の関与について交渉するといった記載もされており、例えば**[地名]地点については、「**[B社]所有地。地盤良。ゼネコンおすすめ」と記載されている一方で、「**[B社]は吉田開発とは仕事はしたくない（塩浜でも大差ないのでは）」「**[B社]とは（利益を保証した上で）吉田・塩浜との仕事について交渉要」「（**[B社]に了解いただく方向で調整…難しいが交渉実施）」「**[B社]が吉田との仕事について受入不可の場合、**[地名]（先生地盤）でもあり、今すぐには進められない」などと記載されている。（以上、甲1・38頁）

以上のとおり、吉田開発との仕事を望まない業者について、関電側は交渉をしてでも吉田開発を関与させての仕事を了解してもらおうとしていることが読み取れる。

イ 本件スキームについてゼネコンの了解

原子力事業本部の役職員は、2015年1月27日、原子力事業本部の他の役職員に対し、備忘メモとしてメールを送信している。そこでは、ゼネコン担当者の確認済み事項として、高浜町内の3箇所（**[地名]、**[地名]）の2万m³について「Y*[アルファベット]方式は*[アルファベット]

了解、@2380円も了解」と記載されている。ここでいう「Y」は吉田開発、「*[アルファベット]」はおおい町地元業者 a 社を意味しており、「Y*[アルファベット]方式」とはゼネコン→吉田開発→おおい町地元業者 a 社というスキームを意味していると考えられる。(以上、甲1・38頁)

ウ 吉田開発・塩浜工業が絡む場合は単価が上がる

原子力事業本部の役職員は、2015年1月30日、他の原子力事業本部の役職員に対し、社内から「これから起案していく特重等の大型工事について、土砂処分費をどう積算すればよいか」という問い合わせを受けて、「処分費はY、Sが絡まない地点は2000円台だが、絡む地点がメインとなり、その場合の単価は3400～3500円/m³。全量、3500円/m³で積算して貰う」と回答したことを報告している。ここでいう「Y」は吉田開発、「S」は塩浜工業を意味していると考えられる。(以上、甲1・38頁)

エ ゼネコンに対して土砂の処分先として吉田開発を指定

2015年2月9日、土木建築室の役職員は、前年の12月まで高浜原発の土木建築課に駐在していたところ、社内から「**の4.4万m³仮置き of 搬出」について、運搬会社のお願い・指示等を出したのかどうかという確認のメールに対し、「**に対しては、土砂の処分先(Y社)は指定」「なおY社は運搬(ダンプ)の手配も行っていますが、使えという指示はしていません」「運搬に関してはY社は手配のみで、あまり旨みがないため、どうしても発注して欲しいということは無いと思いますが」と回答している。ここでいう「**」はゼネコン、「Y」は吉田開発を意味していると考えられる。

(以上、甲1・39頁)

オ 地元業者にも吉田開発が関与することの確認

大飯原発の幹部は、2015年2月16日、大飯原発の役職員に対し、原子力事業本部の副事業本部長(原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務)(鈴木)が森山に2月12日に提示した資料を送付するとともに、

「**[おおい町地元業者 b 社]の**[地名]土捨て場には、Y社がかぶること
で了解とのことですので、**[おおい町地元業者 b 社]には、その旨の再
確認が必要となります。必要とあらば、私が社長にお話しますが」と記載し
たメールを送信している。ここでいう「Y」は吉田開発を意味していると考え
られる。(以上、甲1・39頁)

カ 「Y社の評判はよろしくない」と渋る地元業者

大飯原発の幹部は、2015年3月2日、土砂部会のメンバーに対し、お
おい町地元業者 c 社の役員と懇談し、確認した内容を報告した。当該報告メ
ールには、結論としては「**[おおい町地元業者 c 社]扱いの土砂処理につ
いて、Y社のかぶりがあっても構わない」ということであったものの、お
おい町地元業者 c 社の役員は不承不承という感じだったので、極力「Y - *
[アルファベット]方式」は回避してほしいと記載されている。また、その際
のやりとりとして、「様々な事情から大飯の土砂もゼネコン→Y社→地元業
者という商流になり得る。**[おおい町地元業者 b 社]さんや**[おおい
町地元業者 a 社]さんにも同様の話をしており、了解を得ている。**[お
おい町地元業者 c 社]さんの見つけ出した土地でY社が頭にかぶることにつ
いて何か問題や気になる点はあるか」と質問したのに対し、おおい町地元業者
c 社から「Y社がかぶっていることは、外には見えないのか」と確認され、
「表面的には見えない」と回答したこと、おおい町地元業者 c 社の役員から
「気になる点としては、やはり（やはり）トラブル。Y社の評判はよろしく
ない」という発言があったのに対し、「土砂単価は、もちろん守らせるし、
Y社の上にはゼネコンもかぶるので、トラブルが発生しないよう、きっちり
指導も行う」と回答したことが報告されている。ここでいう「Y社」とは吉
田開発を意味していると考えられる。(以上、甲1・39頁、40頁)

キ 「そもそも、吉田開発は何をして対価を得るのか」

高浜原発の幹部は、2015年10月29日、原子力事業本部の役職員ら

に対し、B社の役員と面談した結果を報告した。

まず、関西電力側は、①発注スタイルは関西電力→ゼネコン→吉田開発→B社となること、②イレギュラーな発注スタイルだが、関係者が仲良く仕事を進めること、特に吉田開発を刺激しないこと、そこの関係がこじれると最終的に工事ストップということになり、関係者全員が迷惑することになること、③具体的な条件は、来週以降に調整していくことを説明した上、この3点について了解してもらうことが仕事をお願いする前提条件であると伝えた。

これに対し、B社から、3点についてはすべて了解した旨の回答があったこと、それ以外に「『関電→ゼネコン→吉田開発→**[おおい町地元業者a社]』など、他場所ではいろいろ悪い評判・噂がたっている。しかし、B社がからめば、そんなことにはならない」「よくわからないのは、『ダンプ運搬』『交通整理・ガードマン』の仕事を誰がやるのか」「そもそも、吉田開発は何をして対価を得るのかということ。次回の打合せ時に確認させてほしい」などのコメントがあったことが報告されている。(以上、甲1・40頁)

ク 単価の「世間相場（2千数百円）」

原子力事業本部の役職員は、2015年10月30日、原子力事業本部の他の役職員らに対し、福井県小浜市に本社を置く土建業者である土建業者d社の役員と打ち合わせた結果を報告した。当該報告メールには、土建業者d社の役員から「ゼネコン→Y→**[土建事業者d社]で構わない。大飯の**[おおい町地元業者a社]さんを良く知っており、大体のイメージはできている」「単価についても、世間相場（2千数百円）で良い」という回答を受けたことが記載されている。(以上、甲1・40頁)

(5) 土砂部会による土砂処分状況の管理

土砂部会では、高浜・大飯原発における安全対策工事の進捗スケジュール

に合わせて、発生する土砂の量を確認し、それをどこの土砂処分場に搬入できるのか（どこに搬入するべきか）といった調整を行っており、その過程で、「土砂処分スキーム（案）」「大飯土砂処分場一覧」「土砂処分集約表」といったファイル名の資料を作成し、随時更新して情報共有を行っていたものと認められる。

土砂部会においてこれらの資料を作成していた目的については、コンプライアンス委員会のヒアリングに対し、ゼネコンから土砂処分に関する情報を収集してこれらの資料を作成していた（すなわち、あくまでもゼネコンから聞き取った実績を記載したものに過ぎない）と説明する者も多い一方で、関西電力として、各工事から発生する土砂について効率的な処分先を選定してコスト管理等を行う意味があったと説明する者もいた。

しかし、これらの資料の内容や更新頻度に照らし、ゼネコンから聞き取った実績のみをまとめた資料とは考え難い上、フォレンジック調査の結果、美浜原発に関するものではあるが、原子力技術部門の土木建築技術グループの職員からゼネコンの担当者に対し、「土砂の構外処理については、現在、* * [発電所の役職名]が発電所近傍で調整を進めているところです。よって、引き続き各社であたる事は禁止とのことです」「どの時期にどの工事の土砂を流用するとか処分に出すとかは発電所土建工事Gで計画されます」「弊社調達へ回答する見積もりについては、残土処理構外3400円/m³で回答していただければと思います」と記載されたメールも発見されている。

これらのヒアリング結果及びメールによれば、土砂部会で作成・報告されていた各種資料は、土砂部会において各発電所における安全対策工事の進捗状況を見ながら土砂処分場を調整・決定するために作成されたものと考えるのが自然である。そして、関電では、各発電所における安全対策工事によって発生した土砂をどこの土砂処分場に搬入するのかについて、ゼネコンに任せていたわけではなく、むしろ関電からゼネコンに指示を出していた可能性

が高い。(以上、甲1・41頁)

10 森山らに対する説明(事前発注約束等)

(1) 2015年1月13日 森山へ説明 搬入・処分量の予定

原子力事業本部の副事業本部長(原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務)(鈴木)は、2015年1月13日、森山と面談し、平成27年度分における高浜・大飯原発の安全対策工事で発生する土砂の処分に関して、吉田開発の管理する土砂処分場への搬入・処分量の予定について説明した。

この際に森山に交付した土砂処分に関する資料には、「1. ご提案分の対応」として、吉田開発が提案する土砂処分場ごとに予定する搬入量と補足説明が記載され、「2. その他の案件」として「工事監理(高浜あるいは大飯発電所分)」と記載されており、地点(土砂処分場)については「現在、ゼネコン等を通じ調査中」、処分量(期待値)として「5.0万」、業務内容として「元請会社の適切な指導の下、管理会社として土砂の運搬、処分の実施(運搬処分の監理監督会社として、元請指導の下で、運搬処分等を安全・円滑に行えるように工事に参画していただきます)」と記載されている。(以上、甲1・41頁、42頁)

(2) 個別要求から高浜・大飯原発の土砂をまとめた要求に

2014年9月頃までの森山の要求は、高浜・大飯原発に対して個別に吉田開発への発注を求めるものであったが、2015年1月13日の説明以降、発電所単位ではなく、高浜・大飯原発で発生する土砂処分についてまとめて説明を行っている。このような対応をせざるを得なくなった理由について、原子力事業本部の役職員が他の職員へのメールにおいて、①平成27年以降、高浜・大飯原発の特重工事ほかで大量の土砂が出るため、処分に苦慮していること、②これに目を付けた吉田開発が森山を前面に立てて挑んできていること、③多くを処理したい吉田開発との言い分が違っ

て議論がかみ合わず（せいぜい2～3万m³程度しか置けないと思われる所に「5万m³置く」と主張するといった按配）、暗礁に乗り上げていること、④そんな中、森山より「**[原子力事業本部の役職名]が出て来てちゃんと技術論をやれ」となったこと、を報告しており、土の処分についても森山の納得が要ることになったことについて「ほとんど脅し」であると記載している。（以上、甲1・42頁）

(3) 森山に説明した工事予定の履行を進める

フォレンジック調査の結果、関電の担当者が2015年2月3日に森山と面談して土砂処分の状況について説明するための各種資料が発見されている。ただし、関電側の出席者は不明である。

口頭説明用と思われる資料には、「地元企業には、運搬処分の監理監督会社（**[地名]へは運搬処分会社）として、元請指導の下で、運搬処分等を安全・円滑に行えるように工事に参画していただくと共に、今後、計画のまとまったものから順次、ゼネコンを通じ、地元企業に工事の提案をさせていただきたいと考えております」と記載されている。ここでいう「地元企業」とは吉田開発を意味するものと考えられる。

また、添付資料として準備された資料には、「前回（平成27年1月13日ご説明資料）」として前回説明内容が記載され、その右側に進捗状況が記載されている。（以上、甲1・42頁）

(4) 2015年2月12日 森山へ説明 特重工事の発注予定額等

副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木）は、2015年2月12日、森山と面談し、地元企業への発注予想額について説明した。

この時に森山へ提示した資料には、「敦賀地元企業への発注予定額（特重工事内訳）」のほか、「土処分案（特重工事+その他工事）」として敦賀地元企業と地元企業への発注予想額が記載されている。ここでいう「敦賀

地元企業」とは塩浜工業、「地元企業」とは吉田開発を意味するものと考えられる。

また、「平成27年1月13日ご説明資料と処分案の関係」と題する資料では、「前回（平成27年1月13日ご説明資料）」として吉田開発に対する発注予定に関する1月13日の説明内容が記載され、その右側に進捗状況が記載された資料（2月3日の説明資料から更新されたもの）も添付されている。さらに、「おおい地元企業へのお願い事項」と題する資料があり、その中で「処分に際しては、処分の監理業務を高浜地元会社が参画できるようにお願いいたします」「処分予定地：おおい町**[地名]地区（おおい地元企業所有地）」と記載されている。

そのほか、「高浜町**[地名]」（土地A）に対する土砂の運搬・処分に関する記載もされている。（以上、甲1・43頁）

(5) 2015年2月26日 森山へ説明 25.6万 m^3 確定

フォレンジック調査の結果、関電の担当者が2015年2月26日に森山と面談して土砂処分の状況について説明するための各種資料が発見されている。ただし、関電側の出席者は不明である。

この時に森山へ提示した「土砂処分案の一部変更」と題する資料には、高浜地元企業の確定分（24.6万 m^3 →25.6万 m^3 ）、高浜地元企業の検討中分（3万 m^3 ）、敦賀地元企業の確定分（20.0万 m^3 （10億円）→29.0万 m^3 （12億円））と記載されているほか、「**[地名]（東側）」（土地A）について、搬入予定量減少の場合は、資機材置き場又は駐車場として活用を検討すると記載されている。

また、「土処分案（特重工事+その他工事）」と題する資料では、敦賀地元企業及び地元企業に対する発注予定の土砂量の総括表（高浜分・大飯分計）及び個別工事の内訳が記載されている（手持ち資料として売上まで記載された内訳表も作成されている）。さらに、「平成27年1月13日ご説

明資料と処分案の関係」として「前回（平成27年1月13日ご説明資料）」として1月13日の説明内容が記載され、その右側に進捗状況が記載された資料（2月12日の説明資料から更新されたもの）が記載された資料が作成されている。（以上、甲1・44頁）

(6) 2015年4月14日 森山へ説明 約4.4万³増

副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木）は、2015年4月14日、森山と面談し、土砂処分の状況について説明したと考えられる。

この時に森山へ交付したとされる説明資料には、「(1) 前回（2015年2月26日）からの追加分」として、「土量約4.4万³増」の金額「約1.5億円の増」と記載され、その要因として、「大飯発電所については、従来、おおい町内地元企業3社中、2社が連携して土処分を実施。今回、残り1社についても連携して処分することについてご協力を得られることが確認できたことから、平成27年度については約2.7万³を追加することが可能。」と記載されている。（以上、甲1・44頁）

(7) 2015年9月4日 森山へ説明 約34.8万³

関電は、2015年9月4日、森山と面談し、土砂処分の状況について説明したと考えられる。フォレンジック調査の結果では、関電側の出席者は副事業本部長と考えられる。この面談における説明資料そのものは発見されていないが、その後の森山に対する説明資料の中で、「高浜地元企業 高浜・大飯追加分計 約31.5万³（前回（9/4）御説明分 約34.8万³→今回 約66.3万³）」と記載されており、9月4日に高浜地元企業である吉田開発に対する高浜・大飯原発からの土砂処分の発注予定を説明していたことが認められる。（以上、甲1・44頁）

(8) 2015年10月14日 森山へ説明 9月4日からの追加分31.5万³

副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）

(鈴木) は、2015年10月14日、森山と面談し、土砂処分の状況について説明したと考えられる。

この面談における説明資料には、「【地元企業分】土処分案（特重工事＋その他）」として、2015年9月4日の説明内容からの今回追加分が31.5万m³、概算13.02億円となることが記載されている。なお、その後の森山に対する説明資料の中で、2015年10月14日付「【地元企業分】土処分案（特重工事＋その他）」として、同様の内容が記載されている。(以上、甲1・44頁、45頁)

- (9) 2015年10月28日 森山へ説明 追加分微修正で32.2万m³ 概算13億2000万円

関電は、2015年10月28日、森山と面談し、土砂処分の状況について説明したと考えられる。フォレンジック調査の結果では、この面談における説明資料そのものは発見されておらず、関電側の出席者も不明であるが、1月27日に原子力事業本部の職員が社内で送付したメールにおいて「鈴木統括から最終OKはまだです」と記載された上、森山への説明資料と考えられる資料が添付されている。その説明資料の中で、2015年10月28日付「【地元企業分】土処分案（特重工事＋その他）（微修正）」として、前回（10月14日）の説明内容から微修正した結果、追加分は32.2万m³、概算13.20億円となることが記載されている。

(以上、甲1・45頁)

- (10) 2016年2月11日 森山へ説明 平成28年度土砂量27万9500m³ 概算10億5000万円超

大飯原発の幹部は、2016年2月11日、森山と面談し、土砂処分の状況について説明したと考えられる。

この面談における説明資料には、「平成28年度 地元企業 協力依頼案」として、新規請負工事と土砂関係工事により、概算処分量は27万9

500 m³、概算金額は10億5530万円となることが記載されている。
なお、2月10日に大飯原発の幹部から原子力事業本部の役職員に送付したメールにおいて、森山への説明資料と考えられる資料が添付されており、その説明資料にも同様の記載がある。(以上、甲1・45頁)

(11) 2016年4月7日 吉田開発役員と面談 土砂処分の情勢

副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）
（鈴木）及び原子力事業本部の幹部は、2016年4月7日、吉田開発の役員と面談し、土砂処分の最近の情勢について説明した。

この時に準備した資料の中に「参考（言えたら言う）」として、関電、ゼネコン、地元企業のスタンスを整理したペーパーが準備されている。当該資料には、以下のとおり、各当事者のスタンスが整理されている。(以上、甲1・45頁)

当社（関西電力）スタンス

- ・土砂処分についてはゼネコン各社に任せている。
(ゼネコンがどの処分会社を選定しているかについては不明=深く関与していない)
- ・単価については、処分地が少なく、処分単価が高くなる傾向は認識している。
- ・処分地が少ない状況下で、当初交渉（契約）した処分単価を各工事に適用している。

ゼネコンスタンス

- ・土砂処分については地域の事情に精通している会社を選定している。
- ・以前の工事で円滑な土砂処分を行ったということで、地元の会社を選定した。(以降も工事の都度、処分可否を聞いたところ、可能とのことから継続して選定)
- ・処分単価については、発注者との交渉で決定し、下請（土砂処分）会社に提示するが、発注者からは一定の単価提示があることから、下請会社とも一定の単価で契約締結している。

地元企業スタンス

- ・発電所で発生した土砂を円滑に処分実施した経験有り。
- ・そのようなことから、処分地情報を多く保有し、処分の安全・工程等の監理業務を確実にやっていることから、ゼネコンから土砂処分の発注があると思っている。

(甲 1・46 頁)

- (12) 2016年7月25日 森山へ説明 10月28日からの追加分約7.2万³m³ 副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木）は、2016年7月25日、森山と面談し、土砂処分の状況について説明したと考えられる。

この面談における説明資料には、「高浜地元企業 追加分計 約7.2万³m³（前回（10/28）ご説明分） 約7.1万³m³→今回 約7.8.2万³m³」と記載されており、7月25日に吉田開発に対する土砂処分の発注予定を説明していたことが認められる。なお、その後の森山に対する説明資料にも同様の記載がある。(以上、甲 1・46 頁)

(13) 2016年11月4日 森山との約束の検証（金額を満たしているか）

大飯原発の幹部は、2016年11月4日、高浜原発の幹部に対し、「敦賀高浜地元約束一覧【取扱注意】」「H28 7/25 資料（土砂追加）」「土処分集約表（280711）」と題する資料を送付し、「土砂量（金額）は資料（PPT）のとおりです」「ワード、エクセルの資料も確認していただきながら、約束の土砂量（金額）を満たしているか（不足はないか）というところのチェックをお願いします」と依頼している。ここでいう土砂量（金額）が記載されたパワーポイント資料は、これまで森山に交付してきたと思われる敦賀地元企業（塩浜工業）及び高浜地元企業（吉田開発）に対する発注予定を記載した資料であり、ワード資料は森山に渡してきた説明資料、エクセル資料は土砂部会で整理してきた土処分の予定・実績を整理した一覧表である。

なお、エクセル資料では、吉田開発の関電関連工事に係る年間の売上がシミュレーションされており、それによれば、平成27年度は、全体の売上の約69%がゼネコン経由で受注した（つまり、本件スキームに従った）土砂処分の売上とされている。（以上、甲1・47頁）

(14) 2017年1月13日 森山へ説明 吉田開発へ発注予定の新規工事 1億1000万円

関電は、2017年1月13日、森山と面談し、吉田開発へ発注予定の新規工事について説明したと考えられる。フォレンジック調査の結果では、この面談における説明資料そのものは発見されておらず、関電側の出席者も不明であるが、1月16日に大飯原発の幹部から原子力事業本部の役職員に送付したメールにおいて、森山への説明資料と考えられる資料が添付されている。その説明資料の中で、「平成29年度 地元企業 協力依頼案」として、新規請負工事として、工事用敷地造成工事、1億1000万円と記載されている。（以上、甲1・47頁）

- (15) 2017年4月27日 森山へ説明 2018年度分及び2019年度分 17.4万m³ (吉田開発及び塩浜工業)

副事業本部長 (原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務) (鈴木) は、2017年4月27日、森山と面談し、吉田開発及び塩浜工業へ発注予定の土砂運搬・土砂処分について説明したと考えられる。

この面談における説明資料には、2018年度及び2019年度の土砂運搬処分について、「【運搬・処分費用・配分先】17.4万m³…総額：約8億円」と記載されており、2018年度及び2019年度の吉田開発及び塩浜工業に対する発注予定を説明していたことが認められる。(以上、甲1・47頁)

- (16) 2017年6月12日 森山へ説明 2017年度から2020年度の発注予定 18.5億円

副事業本部長は、2017年6月12日、森山と面談し、吉田開発へ発注予定の工事について説明したと考えられる。

この面談における説明資料には、「高浜地元企業 年度別展開」として、2017年度から2020年度に吉田開発へ発注予定の「土砂処分」の金額が、2017年度に6.8億円、2018年度に6.3億円、2019年度に5.1億円、2020年度に0.3億円であることが記載されている。(以上、甲1・48頁)

- (17) 発注の終期

本件調査報告書によると、上記のとおり2017年6月12日の森山への説明において2020年度の発注予定(0.3億円)を説明しており(甲1・48頁)、説明どおりに発注がなされていれば2020年度(2021年3月)まで上記高値発注が行われていたと考えられる。

他方、2018年2月から関電の元役員らは金沢国税局の税務調査を受けた。また2019年10月2日に社内調査報告書が公表され、同月から

大阪国税局は、土砂処分問題を含む問題について調査を開始した。これらから、2018年2月又は2019年10月時点で上記高値発注が中止されているとも考えられる。

以上から、2018年2月までは上記高値発注がなされていた可能性が高い。

1.1 小括

以上のとおり、被告発人を含む関電の役職員らは、2013年12月から2018年2月において、森山からの発注要求を受けて、森山関連業者である吉田開発への発注に関する事前情報を提供し、発注を約束し、約束した金額を満たすか否かを確認しながら、吉田開発への発注を行っていたといえる。

第2 特別背任罪の構成要件該当性

土砂処分問題について、当時取締役であった被告発人豊松秀己について特別背任罪（会社法960条1項）の構成要件該当性を以下述べる。

1 「取締役」であること（会社法960条1項3号）

被告発人豊松秀己は、平成21年（2009年）6月26日から令和元年（2019年）6月21日まで関電の取締役（平成22年（2010年）6月29日からは代表取締役）の地位にあった。

土砂処分問題は、2013年12月の森山からの発注要求から始まっている。

終期は、2017年6月12日に行われた副事業本部長と森山との面談では2020年度の発注予定の説明まで行われていることから、説明どおりに発注がなされていれば2020年度（2021年3月）まで上記高値発注が行われていたと考えられる。他方、2018年2月から関電の元役員らは金沢国税局の税務調査を受けた。また2019年10月2日に社内調査報告書が公表され、同月から大阪国税局は、土砂処分問題を含む問題について調査を開始し

た。これらから、2018年2月又は2019年10月時点で上記高値発注が中止されているとも考えられる。

そうすると、森山からの発注要求がなされた2013年12月から、早くとも金沢国税局の税務調査が行われた2018年2月までの期間のうち、2013年12月から2018年2月までの間において被告発人豊松秀己は「取締役」であった。

2 「その任務に背く行為」(会社法960条1項柱書)

(1) 「その任務」

ア 電気事業者—電気の使用者の利益保護

「任務に背く行為」とは、誠実な事務処理者としてなすべきものと法的に期待されるところに反する行為である。

株式会社の役員に期待されるのは、会社財産を維持・増大することのみならず、会社財産を減少させないこと、法やルールに反することなく適切に経営をすることである。

電気事業法は、1条で「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」ことを目的としており、同法の適用を受ける関電も、「電気の使用者の利益を保護」「電気事業の健全な発達」のために存続するといえる。

これらから電気事業者は、取締役に対して、電気の使用者の利益を保護し、会社の財産を減少させないように、誠実に職務を遂行することを求めていると解される。

イ 豊松は1億1000万円超もの金品受領

また、関電の調査で判明しているだけでも、関電やその関連会社の役職員75名が総額約3億6000万円超もの金品を森山又は森山関連業者から受領している(第三者委員会調査報告書・21頁)。

特に、被告発人豊松は、次のとおり、常識では考えられないほどの多額の

金品（金額換算1億1057万円）を森山又は森山関連業者から受領している（第三者委員会調査報告書・別添1）。

- ・現金 4100万円
- ・商品券 2300万円
- ・米ドル 70,000ドル
- ・金貨（小） 189枚
- ・小判型金貨 1枚
- ・金杯 1セット
- ・仕立券付スーツ生地 20着

これほどの多額の金品を提供してくる森山及び森山関連業者との関係においては、金品を提供した見返りに発注の要求がなされることは目に見えている。

そうすると、森山からの求めに応じて森山関連業者へ発注することについては、通常の発注に比べて、特に注意して不正・不適切発注を行わないようにしなければならない。

ウ 小括一不正・不適切発注を行わない任務

以上から、電気を供給するという公益的な役割を担う電気事業者である関電の代表取締役又は取締役である被告発人豊松は、関電の財産を減少させないため、不正・不適切な発注を行わない任務を負うと解される。特に、当時関電の役職員が森山又は森山関連業者から多額の金品を渡されていたこと、被告発人豊松も1億円超もの多額の金品を受領していたことから、森山からの求めに応じて森山関連業者へ発注することについては不正・不適切発注の危険性が極めて高かったのであるから、特に注意をして森山の関連業者に対して不正・不適切な発注を行わない任務を負っていたと解される。

(2) その任務に「背く行為」

土砂処分問題は、次のとおり、不正・不適切発注である。

ア 森山の要求に応じて吉田開発への発注を約束

大飯原発幹部は、上記のとおり、森山から2014年度に吉田開発に対する工事発注を要求され、2億円分の工事を発注することを約束している。2億円という金額は、大飯原発における工事発注予算を超えており、大飯原発では手に負えず、原子力事業本部に相談して、約束を果たすための工事を見繕っている。

イ 森山との発注約束を守るために本件スキームを採用

本件スキームを採用した経緯は、上記のとおり、関電側は、まず森山との発注約束を守るために、関電側は吉田開発に対してA処分場への土砂搬入工事を発注したものの、A処分場の土砂流出トラブルにより、同処分場への土砂搬入ができなくなった。これを受けて吉田開発が土砂処分場を提案したものの擁壁工事の費用負担の折り合いがつかず、結局、おおい町の地元業者が管理する土砂処分場へ土砂を搬入することになった。

その検討において、関電では、①吉田開発が主張する土砂処分場（**[地名]用地）に処分するケース（ケース1）、②おおい町地元業者a社が所有する土砂処分場（**[地名]等）に処分するケール（ケース2）、③**[工事件名]分をおおい町地元業者a社が所有する土砂処分場（**[地名]）、**[工事件名]分を吉田開発が主張する土砂処分場（**[地名]用地）へ処分するケース（ケース3）の3通りの案を検討した。（甲1・95頁）

これら3通りの案について社内関係者の間で交わされていたメールによれば、ケース2が「基本ケース」であり、「差額900円/立米（3400円-2500円もあればY開発もOKを出すのではと考えます」「何の努力もなしに、4000万円以上の利益を得ることが可能なので、Y開発にとって悪い話では決してありません」と記載されていた。また、同メールに添付された各ケースを比較する資料では、ケース1～3について吉田開発の請負

額・支払額・純利益の額が計算されており、吉田開発の請負額は206,000,000円であることが確認されていたほか、ケース2については「ゼ→Y→*[アルファベット] 全て中抜き案」と記載されていた。(甲1・95頁)

このように吉田開発が引き起こしたA処分場の土砂流入トラブルをきっかけに、吉田開発の提案する土砂処分場ではなく、おおい町の地元業者の所有する土砂処分場へ土砂搬入をすることになった。そうすると、本来なら吉田開発の関与は不要になるにもかかわらず、関電側は、吉田開発の純利益を算定した上でわざわざ吉田開発を関与させる本件スキームを採用している。

以上からすると、本件スキームが採用された理由は、2014年4月頃の土砂流出トラブルを契機として、森山に対して約束していた吉田開発への発注金額(2億円)を守るため、土砂処分を行う地元業者とゼネコンの間に吉田開発を介在させることとした点にあるといえる。

ウ 本件スキームを広く土砂処分全般に採用

A処分場の土砂流出トラブル後に吉田開発が代替として主張した土砂処分場候補地については懸念事項が多いことを受けて、上記のとおり、2015年1月23日以降、関電の土砂部会において、吉田開発以外の地元業者やゼネコンが提案する各候補地について、吉田開発が関与することが可能かどうかという検討が始まった。

関電は、上記のとおり、吉田開発とは仕事をしたくない地元業者についても、なんとか吉田開発を関与させるべく、地元業者と交渉していた。そして、上記のとおり、関電の担当者らがゼネコン及び地元業者と面談し、本件スキームで土砂処分工事を進めることや発注単価について説明し、了解を取っている。

これらから、関電では、本件スキームを広く土砂処分全般について採用し、ゼネコン及び地元業者に対して必要な範囲で指示又は依頼を行うこと

で、本件スキームに従って土砂処分工事を進めていたと認められる。(甲
1・99頁)

エ 本件スキームに沿ってゼネコンへ発注先及び発注単価を指示

ゼネコンが一時下請けとして吉田開発を選定した理由について、ゼネコン各社はコンプライアンス委員会の照会に対して、「貴社原子力本部所属の職員の方より、吉田開発を一次下請として使用するよう口頭で指示があり、・・・それ以降の工事については、明示的な指定があったわけではないが、吉田開発との契約を確認される等、暗黙のルールとなっていた」「貴社からの強い推薦による」等との回答をしている。(甲1・97頁)

つまり、関電は、ゼネコンに対して明示的又は黙示的に吉田開発を使うよう指示していたといえる。

また、ゼネコンから吉田開発への発注単価(3400円/m³)についても関電が指示していたかについて、ゼネコン各社はコンプライアンス委員会の照会に対して、「土砂処分単価は、貴社からの指定単価(貴社から弊社への委託単価と同額とする旨の申し入れに基づく)である3400円/m³とする」「吉田開発より受領した見積書記載の単価を契約単価としていた」等の回答をしている。そして、関電は発注金額の目安(ゼネコンから吉田開発への発注単価は3400円/m³、吉田開発から地元業者への発注単価は2380円～2500円/m³)を決定しており、吉田開発に対してかかる発注単価の差額について説明していたと考えられることから、仮にゼネコンに対して吉田開発への発注単価を明示的に指示していなかったとしても、吉田開発が単価を強く主張することによって、発注単価を事実上指示していたに等しい。(以上、甲1・97頁、98頁)

オ 吉田開発の業務実態

(ア) 監理業務を発注する必要があったか疑問

監理業務としては、作業工程の監理、それを踏まえた地元業者との調整、

安全管理、交通整理等を含む近隣・地元対応等の業務が考えられる。

しかし、本件では関電がこれらの業務の大半を行っていたと認められ、わざわざ外部の業者（吉田開発）に監理業務を発注する必要性があったのかは疑問が残るとされている。（甲1・103頁乃至105頁）

（イ）吉田開発には監理業務を担当する適性がない

吉田開発に関しては、その技術力のなさ、地元での悪評、無責任さなどを指摘する社内メール（例えば下記）が多数残っており、これらのメールに照らすならば、吉田開発が管理業務を任せただけの適正を備えた企業であるとはおよそ認められないと認定されている（甲1・105頁乃至107頁）。

記

「信用できない会社（吉田開発）」

「地元（高浜町内）での評判が悪すぎて、吉田開発を目立つところで使えば使うほど関西電力の地元での信頼度が低下していく」

「気になる点としては、やはり（やはり）トラブル。Y社の評判はよろしくない。」

「自社技術力はあまりなく、設計・施工計画、工程・品質管理には、信認をおいて任せられるレベルにはない」

「地元の評判がわるく、下請けを地元から段取りできません」

「地元住民や高浜町（役場土建関係者）からも信頼されておらず、悪評をよく聞き、横とのつながり、情報共有にも難があると思われます」

（ウ）小括—監理業務の名目で発注

以上から、吉田開発に監理業務を発注する必要性には疑問があり、仮に必要性が認められるとしても吉田開発に監理業務を担うだけの適性があったとは認められない。

関電は、森山から吉田開発に対する土砂処分工事の発注を要求され、発注を約束したことから、その約束を守るために監理業務名目で吉田開発へ発注

したと考えられる。

カ 関電は根拠のない利益が吉田開発に渡っていると認識

コンプライアンス委員会による調査によれば、高浜・大飯原発における土砂処分工事については、(案件によって金額のバラツキはあるものの)多くの案件において、関西電力から元請(ゼネコン)に対する発注単価は3400円/m³、元請(ゼネコン)から吉田開発に対する発注単価もそれと同額の3400円/m³、吉田開発から地元業者(処分業者)に対する発注単価は2380円/m³(3400円×0.7)となっていることが確認されている。

コンプライアンス委員会は、「関電では、元請(ゼネコン)が吉田開発に発注する金額(3400円/m³)と吉田開発が地元業者(処分業者)に発注する金額(2380円/m³)の間に大きな差異があることを認識していたものであり、この差額が監理業務の正当な対価ではなく根拠のない利益として吉田開発に渡っていると認識しながら、元請(ゼネコン)に対する発注金額(3400円)を決定していた可能性が高いといわざるを得ない。」と認定している。(以上、甲1・108頁、109頁)

コンプライアンス委員会のあげる理由は次のとおりである(甲1・109頁乃至112頁)。

(ア) 本件スキームの検討に当たり吉田開発の純利益を検証

もともと本件スキームは、A処分場における土砂流出トラブルを契機として、吉田開発の監理する土砂処分場へ搬入することができなくなったことから、森山に約束していた吉田開発への発注金額(2億円)を守るために考案されたものであると考えられる。

関電の担当者らは、本件スキームを含む3通りの案を検討するに当たり、本件スキームのことを「ゼ→Y→*[アルファベット] 全て中抜き案」と説明した上、吉田開発の請負額は単価3400円/m³で、支払額は単価250

0円/m³で計算されており、Y社純利益の額まで計算されている。さらに、社内関係者に対して3通りの案に関する検討資料を送付したメール本文には、「差額900円/立米（3400円－2500円）もあればY開発もOKを出すのではと考えます」「何の努力もなしに、4000万円以上の利益を得ることが可能なので、Y開発にとって悪い話では決してありません」などと記載されている。

このような検討過程を見る限り、関電では、ゼネコンと地元業者（処分業者）との間に吉田開発が監理業務の名目で入ることによって受ける利益について、監理業務の正当な対価ではなく「何の努力もなしに」受け取ることができる利益であると認識していた可能性が高い。

さらに、関電がこのように吉田開発に利益があるのかどうかを検討していた背景には、大飯原発における安全対策工事をスケジュールどおり進めるためには、吉田開発が主張する土砂処分場への搬入ではなく地元業者（おおい町地元業者a社）が監理する土砂処分場へ土砂を搬入する必要があり、その一方で、森山に約束した吉田開発に対する発注金額（2億円）を守らなければならなかったという事情があると推察される。

すなわち、関電としては、安全対策工事をスケジュールどおりに進めるためには、吉田開発に自社に対する土砂処分工事の発注というスキームから監理業務としての発注というスキーム（本件スキーム）への変更に応じてもらわなければならなかったため、吉田開発に利益が生じるように発注単価を設定した可能性が高いと考えられる。（以上、甲1・109頁、110頁）

(イ) 地元業者の受注金額（2000円台）を認識しつつ本件スキームを採用

関電は、2015年1月以降、高浜・大飯原発における土砂処分全般について本件スキームを採用することの検討を行い、地元業者に対して本件スキームを受け入れ可能かどうかの確認を取った際、各地元業者が発注単価2000円台で土砂処分工事を引き受ける意思があることを確認している。

それにもかかわらず、関電は、ゼネコン各社に対し、安全対策工事に伴う土砂処分に関して、活用例として本件スキーム（おおい町地元業者 a 社のスキーム）を提示するなどした上で、可能な限り吉田開発を使いたいので、候補地毎に吉田開発をどのように活用できるかを教えて欲しいと依頼しており、実際に多くの土砂処分工事において本件スキームが採用されるに至っている。

福島第一原発の事故を受けて原発が稼働できなくなり、業績が悪化していた関電では、安全対策工事に係る莫大な工事費用を少しでも縮減したかったはずであり、地元業者に対して直接発注すれば 2000 円台の発注単価で土砂処分工事を進めることができるとわかっていたにもかかわらず、どうしてもわざわざ吉田開発を介在させて、高い発注単価（3400 円/m³）を支払っていたのか、その理由は全く説明がつかない。

また、この発注単価の差額については、原子力事業本部の役職員が、2015 年 1 月 30 日、社内から安全対策工事に係る土砂処分費の積算について問い合わせを受けた際、「処分費は Y、S が絡まない地点は 2000 円台だが、絡む地点がメインとなり、その場合の単価は 3400 円～3500 円/m³。全量、3500 円/m³で積算して貰う」と回答している。

仮に関電が真に吉田開発に対して監理業務を委任するために本件スキームを採用していたのだとすれば、「Y が絡まない」地点と「Y が絡む時点」の差額は監理業務の対価ということになるが、上記の文面からは「絡む」という言葉が監理業務を意味しているものとは読み取れない。

それに加えて、前述したとおり、吉田開発は監理業務を任せただけの適性（技術力・地元の信用）を備えておらず、わざわざ吉田開発に監理業務を委任する必要性があったと考え難いことを考慮すると、関電が、地元業者（処分業者）が 2000 円台で土砂処分を受注することを明確に認識しながら、わざわざ吉田開発を介在させる本件スキームを検討し、ゼネコン・地元業者

に対して了解を取っていたのかについて、経済合理性の観点から説明することは困難である。関電がこのように経済合理性のない本件スキームを採用した背景には、森山からの強い要請の影響があった可能性を否定できない。

(以上、甲1・110頁、111頁)

(ウ) 運搬単価の値上げの代わりにB社に対する直接発注スキームを提案

関電では、A倉庫の賃料減額交渉において、賃料減額の補填としてA氏の親族が社長を務めるB社に対して土砂運搬・処分工事を発注することを提案したところ、B社の役員より、関電の提案（土砂処分工事に關して吉田開発を絡める、土砂運搬の単価は1000円/m³とする）どおりでは利益がほとんど出ないため、土砂運搬単価を2000円/m³としてほしいという要望を受け、社内で検討した結果、土砂運搬単価は1000円/m³のままとする一方で、土砂処分のスキームから吉田開発を外し、ゼネコンからB社に直接発注する案を提案・合意したという経緯が認められる。

ゼネコンからB社に対して直接発注するという提案は、B社に対して「ゼネコンから吉田開発への発注価格」で発注することを意味しており、関電が、運搬単価の値上げを要求するB社に対し、ゼネコンからB社への直接発注の提案を行い、B社がこれを了承したという事実は、ゼネコンから吉田開発への発注価格（3400円/m³）と吉田開発から地元業者への発注価格（2380円/m³）との差額が、運搬単価の値上げ（1000円/m³→2000円/m³）と比較検討するに値する「利益」であることを端的に示しているといえることができる。

仮に本件スキームにおける吉田開発が真に監理業務を担当していたのであれば、B社の立場とすれば、直接発注のスキームになると自ら監理業務を担当しなければならなくなるから、処分単価の差額（1020円/m³）の全額が利益となるわけではない。一般的に監理業務の利益率がどの程度であるのか不明であるものの、処分単価の差額（1020円/m³）の一定割合の利益

しか手元に残らないはずである。そうであるとすれば、運搬単価として1000円/m³の値上げを求めていたB社が、関電の提案（ゼネコンからB社への直接発注スキーム）をそのまま受け入れるとは考え難い。

にもかかわらず、B社は、関電からの直接発注スキームの提案に対して何ら異論を述べることなく応じているのであり、かかる交渉経緯からは、B社自身、実際には監理業務として新たに担当しなければならない業務などほとんどなく、土砂処分スキームから吉田開発を外すことで処分単価の差額（3400円/m³－2380円/m³）のほぼ全額を利益として受け取ることができると考えていた可能性が高いものと認められる。

また、関電としても、ゼネコンからB社への直接発注スキームを提案するのに当たり、吉田開発が担当していた監理業務を誰が行うのか、B社が担当できるのかといった検討を一切しておらず、「当社にとってコスト増にはならないが、吉田開発に対して減額に対する穴埋めの検討が必要となる」「B社のみY社抜きが成立するか」などといった検討を行っていたことからわかるとおり、吉田開発が監理業務を担当することの必要性をほとんど感じていなかったものと認められる。

以上のとおり、A倉庫の賃料減額交渉における関電及びB社のやりとりに照らすならば、本件スキームにおいて吉田開発が受け取っていた処分単価の差額（3400円/m³－2380円/m³）は、監理業務の正当な対価ではなく、その大部分が「何の努力もなしに」受け取ることができる利益であったと認めるのが相当である。（以上、甲1・111頁、112頁）

キ 小括

コンプライアンス委員会は、これらを受けて「関電は、元請（ゼネコン）が吉田開発に発注する金額（3400円/m³）と吉田開発が地元業者（処分業者）に発注する金額（2380円/m³）の間に大きな差異があることを認識しながら、あえて本件スキームを採用していたものであり、この差額が監

理業務の正当な対価ではなく、根拠のない利益として吉田開発に渡っていると認識していたといわざるを得ない。」と認定している（甲1・112頁）。

この認定のとおり、関電は、業務の対価でもなく、根拠もない利益を監理業務名目で吉田開発に渡していたのであり、まさに不正・不適切発注をしていたのである。

したがって、不正・不適切な発注を行わない任務に背いている。

3 「自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的」（会社法960条1項柱書）

上記不正・不適切発注は、不当な高値での発注であるといえ、吉田開発又は吉田開発から発注の謝礼を受け取る森山の利益を図るといえる（「第三者の利益を図り」）。

また、吉田開発へ上記不正・不適切発注をすることによって、吉田開発は謝礼を森山へ渡し、森山はそれを原資として関電の役職員らへ金品を提供していると考えられることから、上記不正・不適切発注は関電の役職員が「自己の利益を図る」ものであるともいえる。

さらに上記不正不適切発注によって、関電は吉田開発への発注価格と相場との差額を支払うのであるから関電に損害を加えるといえる（「株式会社に損害を加える目的」）。

したがって、「自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的」があるといえる。

4 「当該株式会社に財産上の損害を加えた」（会社法960条1項柱書）

上記不正・不適切発注によって、元請から吉田開発への発注金額（3400円/m³）と地元業者への発注金額（2380円/m³）の差額が、業務の正当な対価でなく、根拠のない利益として吉田開発へわたっている。

したがって、上記不正・不適切発注によって、その差額分について、関電に「財産上の損害を加えた」といえる。

5 故意

関電では、遅くとも2014年12月25日以降、定期的に土砂部会が開催され、土砂処分場ごとに吉田開発を監理業務名目で関与させることが可能かどうかの検討が行われており、その打合せ内容については、その都度、原子力事業本部長（豊松）、事業本部長代理（森中）らを含む原子力事業本部の役職員に対してメールで報告されていた。さらに、A倉庫の賃料減額交渉においても、B社からの土砂運搬単価の値上げ要求に対し、土砂処分工事の発注スキームから吉田開発を外してB社に対して直接発注することで最終決着するまでの検討内容が、原子力事業本部長（豊松）らに対し、都度報告されている。

これらから、被告発人豊松において、吉田開発に対して発注単価の差額相当額の利益を供与することになるという認識を有しつつ、森山及び吉田開発の要求に応じて本件スキームを採用することを黙認していた可能性が高いと考えられる。（以上、甲1・114頁）

したがって、被告発人豊松は、不正・不適切発注をすることが取締役としての任務に背くことを認識・認容していたと考えられる。

6 結論

以上のとおり、被告発人豊松は、自己若しくは吉田開発、森山の利益を図る目的で、又は関電に損害を加える目的で、不正・不適切発注をしない任務に背き、森山の要求に応じて吉田開発に対して発注単価の差額相当額の利益を根拠なく提供することで、関電に差額相当額の損害を加えたといえ、特別背任罪の構成要件に該当する。

第3 背任罪の構成要件該当性

土砂処分問題について、当時取締役ではなかったものの、原子力事業本部の本部長代理であった被告発人森中郁雄、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）であった被告発人鈴木聡について背任罪（刑法247条）の構成要件該当性を以下述べる。

1 「他人のためにその事務を処理する者」

「他人のためにその事務を処理する者」とは、他人からの信任委託に基づきその事務を処理することである。この信任委託関係は、契約（委任、請負、雇用等）によって発生する。

(1) 森中の略歴

被告発人森中郁雄の略歴は、次のとおり、2013年12月（土砂処分問題に関して森山からの発注要求があったとコンプライアンス委員会が認定した最初の時期）から2019年6月まで、関電との雇用契約に基づき関電の原子力事業本部等での事務を処理する者であった。

2012年6月	執行役員 原子力事業本部副事業本部長、原子力技術部門統括兼務
2013年6月	常務執行役員 原子力事業本部長代理、原子燃料サイクル室担当 (原燃契約)
2019年6月	代表取締役副社長執行役員 原子力事業本部長
2019年10月 9日	代表取締役副社長執行役員を退任 (関電のプレスリリースには「辞任申出および事業運営上の必要性による委嘱業務等の変更（総務室附）」とあるものの、同年9月26日の共同通信の配信によって金品受領及び事前発注約束等が発覚したところ、それらに関与していたために役職から外れたと考えられる。)
2020年3月 30日	嘱託を辞任 (金品受領及び事前発注約束等に関わった責任)

(2) 鈴木の略歴

被告発人鈴木聡の略歴は、次のとおり、2013年12月（土砂処分問題に関して森山からの発注要求があったとコンプライアンス委員会が認定した最初の時期）から2019年10月まで、関電との雇用契約に基づき関電の原子力事業本部等での事務を処理する者であった。

2011年6月	大飯原発所長
2013年6月	執行役員 原子力事業本部副事業本部長、原子力技術部門統括
2014年6月	執行役員 原子力事業本部副事業本部長、原子力安全部門統括、原子力技術部門統括
2018年6月	執行役員 原子力事業本部副事業本部長、原子力安全部門統括
2019年6月	常務執行役員 原子力事業本部長代理、原子燃料サイクル室
2019年10月 9日	常務執行役員を退任 (関電のプレスリリースには「辞任申出および事業運営上の必要性による委嘱業務等の変更（総務室附）」とあるものの、同年9月26日の共同通信の配信によって金品受領及び事前発注約束等が発覚したところ、それらに関与していたために役職から外れたと考えられる。)
2020年3月 30日	嘱託を辞任 (金品受領及び事前発注約束等に関わった責任)

2 「その任務に背く行為」

(1) 「その任務」

ア 電気事業者－電気の使用者の利益を保護

「任務に背く行為」とは、誠実な事務処理者としてなすべきものと法的に期待されるところに反する行為である。

上記のとおり、電気事業法は、1条で「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」ことを目的としていることなどから、電気事業者の社員は、電気の使用者の利益を保護し、誠実に事務を処理することを求められていると解される。

イ 森山関連業者への発注は特に注意すべき

(ア) 森中は4060万円相当の金品を受領

被告発人森中は、次のとおり、多額の金品（金額換算4060万円）を森山又は森山関連業者から受領している（第三者委員会調査報告書・別添1）。

- ・現金 2060万円
- ・商品券 700万円
- ・米ドル 40,000ドル
- ・金貨（小） 4枚
- ・仕立券付スーツ生地 16着

(イ) 鈴木は1億2000万円超もの金品を受領

被告発人鈴木は、次のとおり、多額の金品（金額換算1億2367万円）を森山又は森山関連業者から受領している（第三者委員会調査報告書・別添1）。

- ・現金 7831万円
- ・商品券 1950万円

- ・米ドル 35,000ドル
- ・金貨(小) 83枚
- ・小判型金貨 2枚
- ・金 500グラム
- ・仕立券付スーツ生地 14着

これほどの多額の金品を提供してくる森山及び森山関連業者との関係においては、金品を提供した見返りに発注の要求がなされることは目に見えている。

そうすると、森山からの求めに応じて森山関連業者へ発注することについては、通常発注に比べて、特に注意して不正・不適切発注を行わないようにしなければならない。

ウ 小括—不正・不適切発注を行わない任務

以上から、電気を供給するという公益的な役割を担う電気事業者である関電の使用人又は従業員である被告発人森中及び鈴木は、関電の財産を減少させないため、不正・不適切な発注を行わない任務を負うと解される。特に、当時関電の役職員が森山又は森山関連業者から多額の金品を渡されていたこと、被告発人森中は4060万円相当の多額の金品、被告発人鈴木は1億2000万円超もの多額の金品を受領していたことから、森山からの求めに応じて森山関連業者へ発注することについては不正・不適切発注の危険性が極めて高かったのであるから、特に注意をして森山の関連業者に対して不正・不適切な発注を行わない任務を負っていたと解される。

(2) その任務に「背く行為」

上記第3(特別背任罪)で述べたとおり、関電は、元請(ゼネコン)が吉田開発に発注する金額(3400円/m³)と吉田開発が地元業者(処分業者)に発注する金額(2380円/m³)の間に大きな差異があることを認識しながら、あえて本件スキームを採用していたものであり、この差額が監理

業務の正当な対価ではなく、根拠のない利益として吉田開発に渡していたといえ、まさに不正・不適切発注をしていたのである。

したがって、不正・不適切な発注を行わない任務に背いている。

3 「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」

上記不正・不適切発注は、不当な高値での発注であるといえ、吉田開発又は吉田開発から発注の謝礼を受け取る森山の利益を図るといえる（「第三者の利益を図り」）。

また、吉田開発へ上記不正・不適切発注をすることによって、吉田開発は謝礼を森山へ渡し、森山はそれを原資として関電の役職員らへ金品を提供している蓋然性が極めて高いと考えられることから、上記不正・不適切発注は関電の役職員が「自己の利益を図る」ものであるともいえる。

さらに、上記不正・不適切発注によって、関電は吉田開発への発注価格と相場との差額を支払うのであるから関電に損害を加えるといえる（「本人に損害を加える目的」）。

したがって、「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」があるといえる。

4 「本人に財産上の損害を加えた」

上記不正・不適切発注によって、元請から吉田開発への発注金額（3400円/m³）と地元業者への発注金額（2380円/m³）の差額が、業務の正当な対価でなく、根拠のない利益として吉田開発へわたっている。

したがって、上記不正・不適切発注によって、その差額分について、関電に「財産上の損害を加えた」といえる。

5 故意

関電では、森山からの要求について、各原発の現場レベルで対応していたわけではなく、例えば大飯原発の幹部が森山に対して説明・交付した資料（本件添付資料を含む。）の内容については、原子力事業本部の事業本部長代理（被

告発人森中)、副事業本部長(原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務)(被告発人鈴木)及び原子力事業本部の役職員と大飯原発の幹部が面談し、相談しながら決定していた。

また関電では、上記のとおり、遅くとも2014年12月25日以降、定期的に土砂部会が開催され、土砂処分場ごとに吉田開発を監理業務名目で関与させることが可能かどうかの検討が行われており、その打合せ内容については、その都度、原子力事業本部長(被告発人豊松)、事業本部長代理(被告発人森中)らを含む原子力事業本部の役職員に対してメールで報告されていた。

これらから、関電経営陣のうち、少なくとも被告発人森中及び鈴木は、吉田開発に対して発注単価の差額相当額の利益を供与することになるという認識を有しつつ、森山及び吉田開発の要求に応じて本件スキームを採用した可能性が高い。(以上、甲1・114頁)

したがって、被告発人森中及び鈴木は、不正・不適切発注をすることがその任務に背くことを認識・認容していたと考えられる。

6 結論

以上のとおり、被告発人森中及び被告発人鈴木は、吉田開発又は森山の利益を図る目的で、不正・不適切発注をしない任務に背き、森山の要求に応じて吉田開発に対して発注単価の差額相当額の利益を根拠なく提供することで、関電に差額相当額の損害を加えたといえ、背任罪の構成要件に該当する。

なお、捜査をすれば、被告発人森中郁雄及び被告発人鈴木聡は、当時取締役であった被告発人豊松秀己と同じ原子力事業本部に所属していたことから、共犯(特別背任罪の身分なき共犯)として、上記土砂処分の高値発注をしていたことが明らかになる可能性があると考えられる。

第2章 土地賃借問題

第1 土地賃借問題の事実経過等

1 本件土地をめぐる過去の経緯

(1) 過去の土地売買

関電は本件土地賃借以前、土地Aを売買していた実績がある。登記簿謄本及び関電の稟議書の記載等によれば、関電による土地Aの売買を含む過去の土地A及び土地Bの売買の概要は、以下の表のとおりである。(甲1・48頁)

時期	当事者	売却／賃貸の目的	単価
2005年4月22日	売主：関電 買主：吉田開発関連Y社	土地Aの売買 相手方からの譲渡要請を受け検討した結果、支障がないことから、資産の圧縮を鑑み譲渡した。	6,892円／ m ² (固定資産税評価額を基準に算出。)
2011年6月3日	売主：吉田開発関連Y社 買主：オーイング	土地Aの売買 不明	不明
2011年12月15日	売主：吉田開発関連Y社 買主：柳田産業	土地Bの売買 不明	不明
2016年6月24日	売主：オーイング 買主：吉田開	土地Aの売買 不明	8,422円／ m ²

頃 ⁷	発関連X社		
----------------	-------	--	--

(2) 2011年当時における森山氏からの要求

原子力事業本部の副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城）ら4名は、2011年8月29日、森山らと会食を実施した。その際、森山から関電に対し、オーイング代表取締役及び同社相談役取締役森山名義の「高浜町**[地名]地籍の土地（空地）のご利用について」と題する陳情書が手渡された。当該陳情書には、当時オーイングの所有であった土地Aを安全対策工事の建築現場事務所や宿舍等の設置場所及び建設関連資機材等の一時的集約置場等として利用するよう関電に要望する内容が記載されていた。

森山は、翌日30日にも関電に電話をかけ、次回会う予定の同年9月8日に陳情書への回答を持って来るよう指示したとのことである。この結果メモと陳情書は、高浜原発の幹部から当時の原子力事業本部長（豊松）、事業本部長代理（森中）らに電子メールで報告されている。

以上のように、2011年8月に森山から関電に対し、本件土地の有効利用を明示的に要求された事実が認められる。しかしながら、当該陳情書に対し、関電がどのような回答を行ったのかは記録上明らかではない。回答予定であったと思われる9月8日の面談記録は発見されていない。（以上、甲1・49頁）

2 土地Aに関する森山らとの交渉

(1) 土砂搬入後の土地Aの活用に関する森山への説明

ア 2015年2月12日 鈴木が森山と面談

上述のとおり、原子力事業本部の副事業本部長（原子力安全部門統括及び

⁷ 2016年6月24日時点で売主オーイング及び買主吉田開発関連X社との間で「土地売買についての覚書」が締結されており（土地A稟議書添付別紙）、これを受けて、関電は吉田開発関連X社との間で、2016年7月1日付で（後述のとおり契約書はバックデートで作成されており、実際の締結日は同月5日である。）土地Aに関する賃貸借契約を締結している。しかし、登記簿上は、オーイングから吉田開発関連X社への所有権移転は2016年7月27日付売買を理由としてなされている。（甲1・48頁脚注10）

原子力技術部門統括を兼務) (鈴木) は、2015年2月12日、森山と面会し、地元企業への発注予定額について説明しているが、その際、土地Aについては、「高浜町**[地名]」の土砂処分場として、元請を介して吉田開発への土砂の運搬・処分を発注する予定であると説明され、さらに「**[地名] (東側) 地点のメンテナンス費用について」と題するパワーポイントのスライド内において、同土地においてボーリング調査を行い、土砂の搬入可能量を評価すると記載されているほか、購入後のメンテナンス費用の想定額がこれを単価に考慮した場合の加算額等が記載されている。そこには「なお、土砂搬入後の駐車場等の建設や活用については、先日ご説明済の**[地名]用地や関電プラント用地の整備と重複するものであり、実態を踏まえると難しい。」と記載されている。ここでいう「**[地名] (東側) 地点」とは土地Aを指すと考えられる。(以上、甲1・49頁、50頁)

イ 2015年2月20日 原子力事業本部役職間で説明資料共有

関電社内において、「**[地名]地点活用案」と題する資料が作成され、原子力事業本部の役職員間で、「鈴木統括に手渡し済みです。(森中常務へのご説明用とのことです)」としてメールで送信されている。当該資料には、「現在、高浜発電所の土木建築工事等で発生する土砂については、下記地点に約2万m³の処分を検討中です。処分後、当該場所を整地することにより、発電所運営時の駐車場や工事用資機材置場としての活用についても検討しております。」と記載されており、下記地点とは土地Aを指している。(以上、甲1・50頁)

ウ 2015年2月26日 森山と面談

上述のとおり、関電の担当者が2015年2月26日に森山と面談して土砂処分の状況について説明するための各種資料が発見されており、この際に森山へ提示した「土砂処分案の一部変更」と題する資料には、「1. **[地名] (東側) 近々、ボーリング調査開始予定。搬入予定量減少の場合は、資

機材置場または駐車場として活用を検討。」と記載されている。(甲1・50頁)

(2) 土地Aの賃貸借に関する検討開始

ア 2015年3月1日 森山からの要求

副事業本部長(原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務)(鈴木)は、2015年3月1日、森山から土地Aを駐車場用地等として賃借してほしい旨の要請を受け、原子力事業本部の役職員に対し「本日午後先生から要請があった。*[地名]で今後@50万円×12か月で年間600万円支払うことになる。駐車場として活用する方向で、支出金の手配は*[原子力事業本部の役職名]に指示済み。については、駐車場の整備計画(レイアウト、コストなど)を至急作成して欲しい。」と指示した。(甲1・51頁)

イ 2015年3月2日 土地Aの賃借料の検討

これを受けて、2015年3月2日、原子力事業本部の原子力企画部門の総務グループ名義で、賃料の概算結果が記載された「高浜町*[地名]用地の土地賃貸借について」と題する文書が作成された。同文書には、関電から吉田開発に対する平成16年に実施した土地の譲渡価格、関電が本件土地の周辺で賃借している物件の賃借料、及び固定資産評価額から本件土地の賃料の概算を行った旨が記載されていた。具体的には、土地Aの概算借地料は1㎡あたり24円～62円の幅であることから、借地料は「(月額)24円/㎡～(月額)62円/㎡の幅で対応することにしたい。」と記載され、概算借地料の中央値である42円/㎡を賃料と措定すると、土地Aの月額賃料は54万6000円と概算される旨が記載されていた。(以上、甲1・51頁)

ウ 2015年3月5日 森山との面談

関電は、2015年3月5日に「*[地名](東側)地点の土砂搬入および活用方法について」と題する文書を作成し、同文書を森山に対して提出し

た。同文書には、同月1日付のメールの内容と同様、本件土地を駐車場及び資機材置場として活用することとし、賃借料は月額50万円を予定している旨が記載されている。そして4月中にはボーリング調査の結果土砂搬入可能量が決まるとしており（2万ないし2万8000m³）、その搬入後に駐車場等として整備することが予定されている。駐車場整備費用や土砂処分は併せて発注すると記載されている。（以上、甲1・51頁）

エ 2015年3月11日 吉田開発の担当部長との面談

原子力事業本部の役職員は、2015年3月11日、吉田開発の担当部長と面談し、土地Aの賃貸借について打合せを行い、固定資産評価額が分かる資料等、土地Aの借入にあたって必要となる各種資料を提供するよう依頼した。その際、賃料については、全体で月額いくらかを金額提示していただく予定であるとして、関電側から吉田開発に対して賃料見積書の提出を依頼している。（以上、甲1・52頁）

オ 2015年5月12日 関電として賃料をいくらまで上げられるか 賃料上限80万6000円/月

原子力事業本部の役職員は、2015年5月1日、部下に対し、土地Aの賃貸借に関して「5/20に先生に会い説明予定、それまでに豊松本部長説明が必要なことから、5/8（金）に打合わせを実施したい。→関電として土地賃貸借料をいくらまで上げられるかスタンスペーパーを作成すること」と指示した。なお、この際のメールには、土地Aの所有者が吉田開発ではなく森山になる可能性があるため、土地賃貸借契約に当たり名義変更が可能なように対応することという指示も出されている。

これを受けて、総務グループでは、2015年5月12日付けで「高浜町**[地名]用地の土地借り入れについて」と題する資料を作成した。

同資料では、「概算借地料の算定」として、①平成16年の譲渡価格（関西電力→吉田開発）からの算出額：月額23円/m²、②固定資産評価額から

の算出額：44円/m²、③周辺の関西電力借地物件の借地料（高浜町**
[地名]）からの算出額：62円/m²と記載されているほか、「交渉金額（予
想）」として、平均値としては月額54万6000円×12ヶ月＝655万
2000円、上限値としては月額80万6000円×12ヶ月＝967万
2000円（※ ただし、若干の+αは交渉次第）と記載されている。な
お、「交渉経過」として、「相手方と事前交渉の結果、平成27年3月時点で
（月額）500,000円で合意している。」と記載されている。（以上、甲1・5
2頁）

カ 2015年6月3日 吉田開発は200万円/月を譲らない

原子力事業本部の副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城）
は、2015年6月3日、原子力事業本部長（豊松）に対し、件名を「先生
関係 ご報告」とする電子メールを送信した。当該電子メールには、「昨
日、150万円/月（1,800万円/年）の補填について、ご了解を得ていま
す。内容は、(1)緊急資材用貯蔵倉庫の賃借料・出納業務委託(2)構外駐車場、
資材置き場管理、緊急時対応道路（山道）巡視委託(3)賃借料の10万円/月
アップ（路線価相当）の併せ技にしております。」と記載されており、森山
氏との交渉状況が報告されている。なお、上記ア・ウ・オでも述べたとお
り、当初、土地Aの賃借料は月額50万円と想定されていたところ、下記キ
等で述べるとおり、その後、吉田開発は土地Aの賃借料を月額200万円と
するよう関電に対して要求していたことからすると、当該電子メールにいう
「150万円」とは、200万円と50万円の差額を指すと考えられる。

なお、(3)の賃料10万円/月アップに関し、関電プラントの2015年6
月10日付メモでは、前日の9日の原子力事業本部の役職員らとの面談につ
いて、「社内限り」として、「関電としては50万円/月程度を考えていた
が、相手は200万円/月を譲らない。土地賃貸借に関しては路線価と相場
がはっきりしていることから、60万円/月が限度と考えている」との記載

があり、10万円アップとの記載と符合している。(以上、甲1・52頁、53頁)

キ 2015年8月3日 賃料の上限200万円/月

総務グループは、2015年8月3日、2015年3月2日付で作成されていた「高浜町**[地名]用地の土地賃貸借について」と題する文書を再度アップデートした。

当該文書では、2015年3月2日付の文書の記載内容を基本的に維持しつつも、土地Aの近隣の借地物件の借地料が月額154円/㎡であること⁸を根拠に、概算借地料を月額200万円とする検討結果が追記された。なお、月額200万円という部分には囲み枠が付され、強調されている。他方で、2015年3月2日付の文書における借地料に関する記載「(月額)24円/㎡～(月額)62円/㎡の幅で対応することにしたい。」及び土地Aの月額賃料に関する記載「54万6000円と概算される」については、いずれも削除された。コンプライアンス委員会によるヒアリングに対し、2015年8月3日付の文書を作成したと自認する原子力事業本部の役職員は、当該文書は、原子力事業本部の役職員から賃貸人側が月額200万円という金額を提示していると聞いたことを契機として作成したものであると述べている。

なお、原子力事業本部の役職員は、月額200万円という金額について、社内調査におけるヒアリングにおいて、「200万という数字は法外なので、豊松本部長まで相談に行ったが、『世間相場を超えるようなことはするな』『国税調査が入ったときに説明できる金額にすべき』『世間相場で頑張

⁸ コンプライアンス委員会がコンプライアンス推進室を介して関電に対して確認したところ、借地料が月額154円/㎡である土地Aの近隣の借地物件に関する資料は発見できなかったとのことであり[210608_確認事項・資料提供依頼事項_0618_関電提出]、当該数値が正確なものであるか(真実であるか)は不明であるが、コンプライアンス委員会によるヒアリングによれば、原子力事業本部の役職員は、実際に当該数値が記載された賃貸借契約書を確認した記憶があるとのことである。(甲1・53頁脚注13)

れ』と言われ、それで賃料は120万円となった。」旨を述べており、コンプライアンス委員会によるヒアリングでも同旨のことを述べている。

また、原子力事業本部の役職員は、社内調査におけるヒアリングにおいて、「森山氏に回答するとき、回答内容について副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）である鈴木氏や副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）である右城氏が豊松氏に相談をしていた」旨を述べている。（以上、甲1・53頁、54頁）

(3) B倉庫の管理業務及びアクセス道の巡視業務の発注

ア B倉庫管理業務について

(ア) 2015年6月1日・3日 関電プラントに対して吉田開発に業務を委託することを依頼

関電は、2015年6月1日及び3日、関電プラントに対し、貯蔵品倉庫の管理業務に関する依頼を連絡した。ここでなされた依頼内容とは、具体的には、関電が関電プラントに対し、関電プラントが所有する**[地名]地域の土地に吉田開発が新たに貯蔵品倉庫を建設し、関電プラントが吉田開発に管理業務を委託することを依頼するものであった。

(イ) 2015年6月9日 関電プラントとの協議 不足分140万円/月の捻出

原子力事業本部の役職員らは、2015年6月9日、関電プラントを往訪し、吉田開発にB倉庫を建設してもらい、関電プラントを経由して倉庫賃貸と管理を委託したいと依頼した。関電プラントが作成した翌日付のメモには、「社内限り」として、「吉田開発の土地を駐車場として賃借する方向で交渉を行っているが、価格的に折り合いがつかない。・・・関電としては50万円/月程度を考えていたが、相手は200万円/月を譲らない。土地賃借については路線価と相場がはっきりしていることから、60万円/月が限度と考えている。不足分の140万円/月を捻出するため（利益としての140万円/月）他の駐車場の委託管理を発注する予定だが、これに

今回の倉庫賃借と管理を発注することを考えている」との記載があり、関電側が関電プラントに対して上記の説明をしていたことが認められる。

(以上、甲1・54頁)

(ウ) 2015年7月8日 関電プラントとの協議 吉田開発へ1.5億円の発注を検討

関電と関電プラントは、2015年7月8日、B倉庫について協議を行った。同協議において、関電は関電プラントに対し、①倉庫は関電プラントが建設することとし、当該建設について関電プラントが吉田開発に対して発注を行うこと、②吉田開発への発注金額は1.5億円とし、当該金額については吉田開発も了解済みであること、③倉庫の出納管理については、関電が関電プラントに発注し、関電プラントが更に吉田開発に発注するスキームとすること等の具体的な内容を伝えた。この時点では、(当該倉庫は関電が使用するための倉庫であるにもかかわらず) 倉庫の規模や倉庫の設備についての詳細は未定であるとし、「金額が先行している」ものであると明言していた。(以上、甲1・54頁、55頁)

(エ) 2015年7月15日 関電プラントとの協議 1.5億円ありき

関電と関電プラントは、2015年7月15日、B倉庫について協議を行った。同協議において、関電プラントから「1.5億円の倉庫が過剰なものとならないか懸念している。」と指摘されたが、関電は「**[グループ会社a社]からは800㎡相当の倉庫で、20万円/㎡であれば過剰でないと聞いている。」と応答していた。この点に関しては、同日以前に作成された同月8日付の関電プラントの社内資料において「関電と吉田開発間では1.5億円の金額ありきで話が進んでおり、倉庫の広さ以外の設備面については未定である。」と記録されている。(以上、甲1・55頁)

(オ) 2015年7月24日 B倉庫の建設に関する方針伺

関電は、関電プラントからの要請を踏まえ、2015年7月23日付

で、原子力事業本部の副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城）名義の「防災・非常災害等に備えた倉庫の確保について」と題する依頼文書を発出した

関電プラントでは、当該依頼文書を受け、2015年7月24日付で、B倉庫の建設を進めることを承認する旨の「方針伺」が決裁された。（以上、甲1・55頁）

(カ) 2015年7月27日 B倉庫の監理業務 実態は伴わない

関電と関電プラントは、2015年7月27日、B倉庫建設後の監理業務を吉田開発に発注することについて協議を行った。同協議において、関電プラントから「管理委託費についてはどうなるのか。」と質問したことに対し、関電は、「A倉庫と同程度の内容でY社（注：吉田開発を指す。）へ300,000円と考えている。仕様書に調達要求は明示するが実態は伴わない。（15,000円×2人×10日/月）」と回答している。関電が関電プラントにB倉庫の建設・管理業務に関して依頼した当初より、倉庫の管理業務を関電プラントが吉田開発に発注することが前提とされていたが、それだけにとどまらず、関電プラントから吉田開発に対する管理業務の発注金額についても、関電が決定・指示していたことが認められる。（以上、甲1・55頁、56頁）

(キ) 2015年8月21日以降 B倉庫の建設1.5億円で発注・管理業務も発注

関電プラントでは、2015年8月21日、「B倉庫（仮称）の建設について」が稟議決裁され、**[地名]地域において、関電プラントからの委託に基づき吉田開発が関電用の貯蔵品倉庫を建設する方針が決定した。なお、同稟議書では、吉田開発への特命発注を行う理由について、「原子力発電所等の土木建築工事および福井県公共工事の施工実績を数多く有し信頼性があるため。また、同用地のコンクリート舗装工事も施工している。」と説明されている。

その後、上記方針に従い、2015年11月2日付で関電プラントは吉田開発に対し契約金額1.5億円で倉庫建設業務を発注し、2016年2月末までの竣工を目指して作業を進めるよう依頼がなされ、2月末までの竣工に間に合わないという作業の遅延が生じながらも、最終的にB倉庫は完成するに至った。

B倉庫の正確な完成日は不明であるが、2016年4月18日から同月19日にかけて、B倉庫への貯蔵品の搬入が行われていることから、B倉庫は同年4月頃に完成したものと考えられる。また、関電プラントは吉田開発に対し、同月よりB倉庫の管理業務を委託している。(以上、甲1・56頁)

イ アクセス道路の巡視業務の委託 1,173万超/年

関電は、2015年8月24日付高浜原発内の稟議決裁及び2015年8月25日付大飯原発内の稟議決裁に基づき、2015年9月1日から吉田開発に対して両原発のアクセス道路の巡視業務を発注している。その委託費用は、2015年9月1日から2016年3月31日までの7か月間については両原発ともに7か月間合計350万円であり、また、2016年4月1日以降については、両原発ともに年間586万8000円(両原発合計1173万6000円、月額当たり97万8000円)である。

(以上、甲1・56頁、57頁)

ウ 平成27年9月から5年間の利益など

以上のとおり、関電は、2015年6月以降、①関電プラントを介して吉田開発に対してB倉庫の建設及び管理業務を委託すること、②吉田開発に対してアクセス道路の巡視業務を委託することの検討を開始し、実際に委託を行っている。

これらの業務に関しては、原子力事業本部の役職員が副事業本部長(原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務)(鈴木)及び副事業本

部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城）に対して「明日の先生、吉田開発関係の相談メモです」と記載して送信した2016年4月13日付の社内メールに添付された文書において、土地Aの賃貸借とともに経緯説明が記載されている。そこでは、「昨年の高浜町**[地名]地点賃借にかかる合意事項」として、「先生からの要求：賃料を50万円／月から200万円／月への増額」と明記されており、これに対する関電の回答として「当社回答：賃料は50万円／月から120万円／月に増額 アクセス道の巡視で約100万円／月（利益ベースでは月50万円） **[地名]に建設した貯蔵品倉庫の監理業務30万円／月（KP 経由）（その他として倉庫の建設1.5億円、KP 発注）」と記載されていた。

また、2016年11月1日付の社内メールに添付された「敦賀高浜地元約束一覧【取扱注意】」と題する資料、2017年1月6日付けの社内メールに添付された「高浜地元企業 約束済一覧」と題する資料においても、高浜地元企業に対する平成27年以降の発注一覧の「その他」の項目として、「H27.9～ 高浜・大飯 山道巡視（安全対策）委託料50+50=100／月……5年間では0.6億（利益50／月）」「H28.7～ **[地名]地点駐車場（安全対策用）賃料 当初50+追加70=120／月……5年間では0.72億（利益70／月）」と記載されていた。

さらに、その後の2017年6月13日付の社内メールに添付された「**[地名]用地の活用（**[社名]+**[社名]+柳田）29年6月13日TV会議用」と題する資料では、上記の記載に加えて赤字で「H28.4～ **[地名]貯蔵品管理委託料30／月……5年間では0.18億（利益30／月）KP」との記載が追加されていた。（以上、甲1・57頁）

3 土地Aに関する賃貸借契約の締結

(1) 土地賃借料の決定 22,706 円/㎡

原子力事業本部の役職員は、2016年5月18日、部下に対し、**[地名]用地（土地A）に係る賃貸借契約を早々に進めてほしいと指示した。同日付の社内メールでは、土地Aについて、「6月1日の賃貸借契約となるように、月額120万円」ということで、本日原子力事業本部の役職員より話があったという内容が共有されている。さらに、同日付の社内メールでは、賃料について、当初50万円/月くらいだったが、当該土地の道路向かい側の近傍で吉田開発が貸主となり150万円程度の賃借実績があるため、至近の土地の成約実績と比較して今回の先方提示金額を採用するといった理由を考えていたなどの情報が共有されている。

その後、総務グループにおいて、月額120万円の賃料の妥当性について算定が開始され、原子力事業本部の役職員により、「批准による算定」手法を用いて実施された（以下、「本件算定」という。）。本件算定の結果、土地Aの比準価格は、22,705円/㎡とされた。（以上、甲1・57頁、58頁）

(2) 土地Aに関する賃貸借契約の締結

ア 2016年6月1日 方針稟議 月額100万超から147万超

関電では、本件算定を踏まえ、総務グループ内で、2016年5月30日から6月1日にかけて、土地Aの賃貸借の価格方針等について、上限を月額113円/㎡（147万5958円/月）、下限を79円/㎡（103万1864円/月）とする旨の稟議が起案され、**[原子力事業本部の役職名]の決裁を経た。

当該稟議決裁を経たことにより、2016年6月1日、関電において、土地Aの賃借料を、1,475,958円/月（上限）から、1,031,864円/月（下限）の幅で折衝し、契約期間は2016年7月1日から20

17年3月31日とすること等を内容とする賃貸借契約締結に向けた交渉方針が正式に決定された。(以上、甲1・58頁)

イ 2016年6月29日 契約稟議 賃料月額120万円で決裁

関電では、2016年6月29日、上記価格方針のもと、価格交渉をした結果、賃料月額120万円ですることで合意を得たなどとして、契約期間を2016年7月1日から2017年3月1日として吉田開発関連X社から土地Aを賃借する旨の賃貸借契約を締結することについて、総務グループ内で稟議が起案され、**[原子力事業本部の役職名]の決裁を得た。(以上、甲1・58頁)

ウ 2016年7月5日契約～2021年3月解約

関電においては、2016年7月1日付での賃貸借契約締結に向けて準備が進められていたものの、土地Aを駐車場として利用するための整備作業が遅延しており、遅くとも2016年6月21日時点では、同年7月1日から駐車場としての利用を開始すること(それまでに整備が完了すること)は難しいと考えられるに至っていた。しかし、原子力事業本部の役職員の判断により、実際には駐車場としての利用を開始できないにもかかわらず、2016年7月1日付で契約締結をする方針が決定された。

これを受けて、関電は、2016年7月5日、賃貸人である吉田開発関連X社との間で、契約締結日を2016年7月1日とバックデートで作成しつつ、本件賃貸借契約を締結した[「高浜町**[地名]」の「土地賃貸借契約」の締結折衝]。ただし、本件賃貸借契約の締結を報告する内容の議事メモが添付された2016年7月5日の社内メールでは、「正式に回付しては「コンプラ違反」内容(契約締結日の遡りなど)もあります」と明記され、関電社内においても、契約書はバックデートで作成されたものであり、コンプライアンス違反に該当し得るものであると認識されていた。

なお、契約書を締結した2016年7月5日の時点でも吉田開発による駐

車場整備は完了しておらず、結局、駐車場の整備が完了したのは2016年8月23日に至ってからであった。2016年8月23日以降に本件土地は駐車場としての利用が開始されることになり、以後、2021年3月31日に解約されるまで、関電は賃貸借契約を更新し続けた。(以上、甲1・58頁、59頁)

4 土地B及び土地Cに関する賃貸借契約の締結

(1) 土地Aの用途変更 駐車場から作業用地に

関電は、土地Aに関する賃貸借契約を締結した後、遅くとも2016年12月9日までの間に、土地Aの用途を変更することを計画した。具体的には、2017年12月を目途に土地Aを取引先a社の作業用地（安全対策工事に伴う作業ヤード）に供することとし、土砂が搬出された土地Cを新たに賃借して資機材置場及び駐車場として利用するという計画を立てた。このような計画となった経緯について、原子力事業本部の役職員によれば、関電が作業ヤードを確保することとなっており、また、仮に取引先a社に土地を探させた場合には調達費用を上乗せして支払う必要が生じることから、関電において取引先a社に提供することが適当な土地を探していたことによることである。(以上、甲1・59頁、60頁)

(2) 取引先a社からの要請 工事費が1億円程度増加

かかる関電の計画に対し、取引先a社は、2017年5月24日、工事地の近傍であり、また地盤が安定していることを理由として、土地Bを作業ヤードとしたい旨の申出を行った。

これを受けて、関電では上記(1)の方針を変更し、①土地Bを取引先a社の作業ヤードのために賃借すること、②土地Bは現状、所有者である柳田産業の資機材置場となっていることから、土地Bに存在する柳田産業の資機材を土地Aに移転することとし、土地Aを柳田産業等の資機材置場として利用すること、③②の結果、土地Aを駐車場として利用することができなくなるこ

とから、土地Cの土砂を搬出し、アスファルト舗装した上で同土地を賃借し、土地Cを駐車場として利用することを事実上決定した。

なお、①乃至③の結果、当初の想定よりも工事費が1億円程度増加することとなった。工事費の増加は取引先a社の申出が契機となって生じたものであり、森山の要求に対応した結果として生じたわけではなかったものの、2017年6月8日頃、関電は森山から「特別分」を求められていたことから、関電は森山に対し、森山に対する「特別分」として工事費を1億円程度増加させたと（実態に反する）説明していた。ヒアリングによれば、ここでいう「特別分」とは、「地元企業への発注」を意味するとのことである。（以上、甲1・60頁）

(3) 土地B及び土地Cに関する方針稟議 土地Aの賃料単価流用

関電では、上記(2)の事実上の決定を踏まえ、総務グループ内で、2017年6月21日付で、土地B及び土地Cの賃借に関する方針稟議が起案され、最終的には同年7月4日付で**[原子力事業本部の役職名]が決裁した。

当該方針稟議は、土地B及び土地Cの賃料については土地Aの賃料単価（91.8円/m²）を基に、当該数値に土地B又は土地Cの面積を掛けて算出することや、契約期間を土地Bについては2017年11月から2020年10月を予定し、土地Cについては2017年8月から2020年10月を予定すること等を内容とするものであった。そして、土地B及び土地Cを賃借する段階では、土地Aの賃借を決定した段階から**[原子力事業本部の役職名]が交代していたものの、新任の**[原子力事業本部の役職名]は、原子力事業本部の役職員から大要、土地Aを賃借する際にルールに則って賃料単価を算定していることから、土地B及び土地Cの賃借にあたっては土地Aで採用された賃料単価を流用することが妥当である旨の説明を受け、当該説明に特段の異論を挟むことなく、当該賃料単価を承認した。

また、上記(2)で述べたとおり、土地Cの賃借にあたっては、土地Cの土砂

を搬出し、アスファルト舗装する工事を実施することが前提とされていたことから、同工事を実施するため、原子力技術部門の土木建築設備グループ内の稟議決裁（**[工事件名]のうち**[地名]地区敷地整備工事施行について）も実施されていた。（以上、甲1・58頁、59頁）

- (4) 2017年9月26日付土地Cの賃貸借契約締結 月額85万円超 自動更新
土地B及び土地Cに関する方針稟議、及び土地Cの舗装工事に関する原子力技術部門の土木建築設備グループ内の稟議決裁後、土地Cのアスファルト舗装工事が開始されたと考えられる。

その後、上記(3)の方針稟議を前提に、2017年9月15日付で、賃料月額85万3000円、契約期間を2017年9月15日から2018年3月31日（以降自動更新）として吉田開発関連X社から土地Cを賃借する旨の賃貸借契約を締結することについて総務グループ内で稟議が起案され、**[原子力事業本部の役職名]が決裁した。

当該契約稟議に従い、関電は吉田開発関連X社との間で、2017年9月26日付で土地Cに関する賃貸借契約を締結した。（以上、甲1・61頁）

- (5) 2018年5月18日付土地Bの賃貸借契約締結 月額46万円超 自動更新
土地Bについて、2018年5月18日付で、賃料月額46万5100円、契約期間を2018年4月1日から2019年3月31日（以降自動更新）として柳田産業から土地Bを賃借する旨の賃貸借契約を締結することについて総務グループ内で稟議が起案され、最終的に**[原子力事業本部の役職名]が決裁した。

当該契約稟議に従い、関電は柳田産業との間で、2018年5月18日付で土地Bに関する賃貸借契約を締結した。（以上、甲1・61頁、62頁）

第2 特別背任罪の構成要件該当性

土地賃借問題について、当時取締役であった被告発人豊松秀己について特別背任罪（会社法960条1項）の構成要件該当性を述べる。

1 「取締役」であること（会社法960条1項3号）

被告発人豊松秀己は、上記のとおり、2009年6月26日から2019年6月21日まで関電の取締役（2010年6月29日からは代表取締役）の地位にあった。

土地Aの賃貸借契約は、2016年7月5日に締結されている。終期は2021年3月である（甲1・58頁、59頁）。

土地Bの賃貸借契約は、2018年5月18日に締結され、契約期間を2018年4月1日から2019年3月31日（以降自動更新）とされている（甲1・61頁、62頁）。自動更新がなされたのか、いつまで自動更新されたのかは不明である。

土地Cの賃貸借契約は、2017年9月26日に締結され、契約期間を2017年9月15日から2018年3月31日（以降自動更新）自動更新とされている（甲1・61頁）。自動更新がなされたのか、いつまで自動更新されたのかは不明である。

そうすると、土地Aの高値賃借がなされている2016年7月5日から2021年3月までの期間（土地B及び土地Cの高値賃借期間も含まれる。）のうち、2016年7月から2019年6月までの間において被告発人豊松秀己は「取締役」であった。

2 「その任務に背く行為」（会社法960条1項柱書）

(1) 「その任務」

ア 電気事業者—電気の利用者の利益保護

上記のとおり、電気事業者は、取締役に対して、電気の利用者の利益を保護し、会社の財産を減少させないように、誠実に職務を遂行することを求めていると解される。

イ 豊松は1億1000万円超もの金品受領

また、関電の調査で判明しているだけでも、関電やその関連会社の役職員

75名が総額約3億6000万円超もの金品を森山又は森山関連業者から受領している（第三者委員会調査報告書・21頁）。

特に、被告発人豊松は、上記のとおり、常識では考えられないほどの多額の金品（金額換算1億1057万円）を森山又は森山関連業者から受領している（第三者委員会調査報告書・別添1）。

これほどの多額の金品を提供してくる森山及び森山関連業者との関係においては、金品を提供した見返りに発注の要求がなされることは目に見えている。

そうすると、森山からの求めに応じて森山関連業者へ発注することについては、通常取引に比べて、特に注意して不正・不適切取引を行わないようにしなければならない。

ウ 小括—不正・不適切取引を行わない任務

以上から、電気を供給するという公益的な役割を担う電気事業者である関電の代表取締役又は取締役である被告発人豊松は、関電の財産を減少させないため、不正・不適切な取引を行わない任務を負うと解される。特に、当時関電の役職員が森山又は森山関連業者から多額の金品を渡されていたこと、被告発人豊松も1億円超もの多額の金品を受領していたことから、森山からの求めに応じて森山関連業者と取引することについては不正・不適切取引の危険性が極めて高かったのであるから、特に注意をして森山の関連業者に対して不正・不適切な取引を行わない任務を負っていたと解される。

(2) その任務に「背く行為」

土地賃借問題は、次のとおり高値賃借である。

ア 土地Aを駐車場として賃借する必要性はなかった

コンプライアンス委員会は、「関電として駐車場等の用地を必要としていたから土地Aを賃借したのではなく、森山及び吉田開発から土地Aを賃借するよう要求されたことから、土地Aを賃借する方針を決め、後付け

で駐車場等の整備計画を準備したという経緯であったものと認められる。」(甲1・115頁)と認定している。その理由は、以下のとおりである。

(ア) 森山の要請を契機として駐車場の整備が計画された

関電は、少なくとも森山から土地Aを賃借するように要請される以前には、土地Aを駐車場として利用する計画を具体的には有していなかった。

当初関電は、2011年8月に森山から本件土地を駐車場等へ利用するよう要請を受けていたものの、それに応じていない。さらに、工事が本格化した後の2015年2月12日の時点においても、関電は、森山に対する説明資料内において、土地Aを駐車場等として活用することは「実態を踏まえると難しい。」と明確に記載していた。森山に対する説明資料にわざわざ上記の記載がある以上、2015年2月12日の時点で関電社内では本件土地賃借の必要性が具体的には認識されていなかった。

にもかかわらず、わずか2週間後の2015年2月26日時点で、「搬入予定量減少の場合は、資機材置場または駐車場としての活用を検討」するよう方針が変わり(ただし、同日時点では、土地Aを駐車場等として活用するのは「土砂の搬入予定量が減少した場合」との留保が付されていた。)、直後の2015年3月1日には、突如として、「森山氏の要請があった」ことを理由として、「駐車場として活用する方向」、及び土地Aを月額50万円で賃借する方針が示されるに至った。ここでは、「森山氏の要請があった」ことを理由として「駐車場として活用する方向」が示されている。(以上、甲1・116頁、117頁)

(イ) 先に土地Aを賃借する方針が決定され後付けで駐車場の整備計画

「森山氏の要請があった」ことを理由として「駐車場として活用する方向」が示された社内メールでは、「については、駐車場の整備計画(レイアウト、コストなど)を至急作成してほしい。」「駐車場として整備するお

金は処理費で支払わされることになると思いますので、仕様は最低限のもので十分です。舗装も不要です。」とも記載されていた。当該社内メールの内容に照らすならば、関電では、先に土地Aを賃借する方針が決定され、後付けで駐車場の整備計画を作成していたという流れであったと考えられる。関電の担当者が、なるべく費用がかからないように最低限の仕様で済ませようとしていることも、駐車場として利用する必要性が高くなかったことを裏付ける事情である。

かかる経緯に照らせば、関電では、駐車場等として必要だから土地Aを賃借しようとしていたものではなく、森山からの要請を契機として土地Aを賃借する方針が決まり、後付けで駐車場として利用する方針が決定されたものであると考えられる。(以上、甲1・118頁)

(ウ) 土地Aを駐車場として活用することについて疑義が示されていたこと

土地Aの賃借が決定した後、吉田開発によって土地Aの駐車場整備工事が進められたが、吉田開発による工事完了後、関電において土地Aを確認した結果、土地Aの駐車可能台数は当初の予定台数を半分以上下回り、また、大型の資機材の搬入や仮置きは難しいことが認められた。

また、高浜原発の役職員からも、整備工事完了後の土地Aについて、安全対策の観点から、そのまま駐車場等として利用することについては危険であるとの疑義が示されていた。ヒアリングによれば、具体的には、整備工事完了後の現地確認を実施した原子力事業本部の役職員によれば、土地Aはかなり嵩上げされており、また、擁壁にクラック（亀裂やひび割れ）が入っていたことから、土地Aを全面的に使用することで土地が崩落してしまう可能性が否定できないという事情があったとのことである。なお、土地Aが盛り土によって嵩上げされていることは、整備工事完了直後の土地Aの現地写真からも確認できる。

以上のとおり、吉田開発によって整備された土地Aは、当初の予定に比

して駐車場としての利用も資材置場としての利用も制限されていたものであった。

しかも、コンプライアンス委員会によるヒアリングによれば、当初の予定よりも土地Aの利用が制限される結果となった吉田開発の工事の結果に対して、関電から特段の苦情等の申し入れはしていないとのことである。

(以上、甲1・118頁、119頁)

(エ) 小括

以上から、土地Aについては、関電として駐車場等として利用する必要性があったから賃借することを決めたものではなく、森山の要求に応じるために賃借する方針が決定され、後付けで駐車場の整備計画が立案されたものであると考えられる。(甲1・119頁)

イ 実際の賃料(120万円/月)の不合理性

土地Aの賃料120万円/月が、関電の社内規程に従ったものであるかをコンプライアンス委員会は検証している。

検証に当たっては、コンプライアンス委員会は不動産鑑定士である冨田健氏に依頼し、2022年3月17日付不動産鑑定評価書(以下「本件鑑定書」という。)及び同日付意見書(以下「本件意見書」という。)を受領している。

以下では、本件鑑定書・本件意見書の指摘、コンプライアンス委員会の認定について述べる。

(ア) 土地等評価取扱要綱指針との整合性

a 本件意見書は、次のとおり指摘する。

本件土地賃借は土地等評価取扱要綱指針2.(3)にいう「工事用地を借地する場合」に該当するところ、「固定資産税評価額÷0.7」との計算を実施する必要がある。固定資産税評価額は所有者でなければ本来的には知り得ないが、高浜町の税務課固定資産税担当に赴けば近隣の固定

資産税標準宅地は簡単に聴取可能であり、ここから固定資産税評価額を推定することが可能である。

このような方法により推定した固定資産税評価額を基に、固定資産税評価額÷0.7との計算を実施せず、また、当該計算結果と本件算定結果について何の検討もしていないことは著しく不合理である。(以上、甲1・125頁)

- b コンプライアンス委員会は、本件意見書の意見を受けて次のとおり社内規程違反であると認定している。

比準による算定を実施するには、土地等評価取扱要綱指針2.(2)に該当する必要があるが、本件は同指針2.(3)に該当するのであり、比準による算定を用いることにはならない。よって、本件で比準による算定を実施したこと自体、土地等評価取扱要綱指針に反するといえる。(甲1・127頁)

(イ) 基準地の選定

- a 本件意見書は、次のとおり本件基準地の選定を非常識としている。

本件では対象地の更地価格査定に際して公示地「福井高浜-2」を基準地として選択して比較検討を行っているが、本来的には公示地「福井高浜-2」を初めとする公示地や都道府県地価調査基準地を比較検討の対象として選択することに無理があることは、高浜町内に存在する公示価格等の地点の立地・法規制の内容や、高浜町内に存在する公示価格等の地点の繁华性・建物の密集の程度が算定対象地と全く異なる(格差が著しい)点からも明らかである。(甲1・125頁)

- b コンプライアンス委員会も、次のとおり著しく不合理な判断であったと認定している。

土地Aは都市計画区域外で公示区域の範囲外である土地であるのに対し、本件基準地は純粋な住宅地である。また、地積規模についても両者

の間には3 4倍強もの格差がある。両者の間には周辺環境や利用状況に大きな差があることは明白であり、土地Aと類似する土地であるとは認定し難い。加えて、本件鑑定書に添付された土地Aを含む本件土地及び本件基準地の写真も踏まえれば、専門家でなくとも両土地の周辺環境が全く異なるものであることは自明であり、両者を類似する土地であると判断し、両者の比準をもって算定を行うことは著しく不合理な判断であったと言わざるを得ない。(甲1・128頁)

(ウ) 本件基準地の「近接地域」該当性

- a 本件意見書は、次のとおり、近接地域該当性は非常識と批判している。

近隣地域の範囲は比較的その範囲が大きい傾向にある大規模工業地であってもせいぜい対象不動産を基準に数百m程度以内の範囲に収めることが通常であり、住宅地や商業地の場合は長くとも概ね200m以内の範囲で収めることが通常である。現に「福井高浜一2」の令和3年度鑑定評価書の近隣地域の範囲は当該公示地から「東70m・西105m・南55m・北30m」の範囲と判定されている。

これに対し、本件基準値は算定対象地から約8kmも離れた土地であり、本件基準地を近隣地域内に該当すると判断し、地域要因の比較検討を省略して地域格差がないと査定することは無理があり、非常識と言わざるを得ない。(甲1・125頁)

- b コンプライアンス委員会は、次のとおり、本件基準地を対象地域の近接地域に該当すると判断し、地域要因の比較を行わなかったことは著しく不合理なものであり、社内規程に違反するとしている。

そもそも近接地域は、「比準価格算定の手引き」上、「評価対象地を含み、居住、商工業活動等が地域的に一つのまとまりを示している地域」をいうと定義されている。この点について、本件意見書によれば、近隣

地域の範囲は比較的その範囲が大きい傾向にある大規模工業地であってもせいぜい対象不動産を基準に数百m程度以内の範囲に収めることが通常であり、住宅地や商業地の場合は長くとも概ね200m以内の範囲で収めることが通常であるとのことである。現に、「福井高浜-2」の令和3年度鑑定評価書の近隣地域の範囲は当該公示地から「東70m・西105m・南55m・北30m」の範囲と判定されている。

これに対し、本件基準地は算定対象地から約8kmも離れた土地である。当該距離関係だけをみても、本件基準地を近隣地域と判断することは著しく不合理な評価であると言わざるを得ない。

また、本件意見書においても指摘されているとおり、本件基準地は住居が密集している集落地域であるのに対し、算定対象地は周囲に住居等が見受けられず、周囲には畑や遊休地等が見られる土地である。両者の土地の居住状況（繁華性）が全く異なるものであることは明白であるといえ、少なくとも、居住地域として一つのまとまりを示す土地であるとは到底評価できないと考えられる。したがって、比準価格算定の手引き上の定義からしても、両者の土地が「居住、商工業活動等が地域的に一つのまとまりを示している」と判断したことは著しく不合理であると言わざるを得ない。

よって、本件基準地が近隣地域に該当すると判断したことは裁量を逸脱した著しく不合理なものであり、社内規程に違反するものであると考えられる。(以上、甲1・130頁)

(エ) 個別要因の比較

- a 本件意見書は、次のとおり、個別要因の比較が不適切と指摘している。

「個別的要因算定表1（住宅地）」に即して個別要因の比較が行われているが、算定対象地は住宅用途や店舗・事務用途ではないことから

住宅地や商業地と扱うべきではなく、作業場としての利用を企図しているため、工業地とすることが適切であるから、工業地用ではなく住宅地用の個別的要因算定表を用いたことは不適切である。

次に、住宅地用の算定表に基づく個別要因の比較について、不適切な点は以下のとおりである。①最寄り商店街への接近性は車で10分と車で5分の格差があるにもかかわらずこれを同等に扱っていること、②土地A及びBの幅員は4mではなく7.5mであること、③本件基準地は住宅地内の土地であるのに対し、算定対象地の周囲には住宅はなく、畑や遊休地が広がっている状況であったにもかかわらず、隣接地の利用状況を対等に評価していること、④本件基準地の地積と土地A又はBの地積は34倍以上も異なるにもかかわらず、「劣る」ではなく、「やや劣る」と緩い格差査定としたこと、⑤土地Aは敷地内にかなりの高低差がある段差があるが、「地勢・地質・地番等」で、純粋な平坦地である本件基準値との比較で「劣る」と判定していないこと、及び⑥街路条件、交通・接近条件、環境条件について全て同等と評価していること等である。(甲1・126頁)

- b コンプライアンス委員会は、①最寄り商店街への接近性は車で10分と車で5分の格差があるにもかかわらずこれを同等に扱っていること、及び②本件基準地は住宅地内の土地であるのに対し、算定対象地の周囲には住宅はなく、畑や遊休地が広がっている状況であったにもかかわらず、隣接地の利用状況を対等に評価していることである。これらについては同等との評価が一見明白に不合理であり、著しく不合理な評価であるといわざるを得ないと認定している。(甲1・131頁)

(オ)「対象付近に路線価等がある場合」の該当性

本件意見書は、土地A、B及びC付近は相続税路線価の設定がないため、相続税路線価との比較検討ができないのは仕方がないとしても、対象

となる土地の課税価格算定の基礎となる固定資産税標準宅地と公示地「福井高浜一2」の固定資産税路線価との比較検討は可能であり、これをすべきであったと指摘する。(甲1・131頁)

(カ)「均衡」の意味

本件意見書は、比準価格と路線価等の均衡の検討に際しては、単に不等号の向きのみで検討するのではなく、例えば開差の幅が80～125%の幅に収まらなければ再検討をすべき旨を指示する等、その開差の許容の幅を新たに定めるべきであると指摘する。(甲1・126頁)

(キ) 小括

以上から、コンプライアンス委員会は、「本件においてそもそも比準による算定を実施したこと自体が社内規程に違反するものであった。また、仮に比準による算定を実施することが許容されるとしても、本件算定における基準地の選定、近隣地域に該当するとの判断、及び個別要因の比較は裁量を逸脱した著しく不合理なものであり、それらも社内規程に違反するものであったと考えられる。」と認定している(甲1・132頁)

ウ 恣意的な算定が行われた可能性が極めて高い

土地Aの賃貸借に関する交渉の経緯を見ると、関電では、森山及び吉田開発から、土砂処分場として土砂を搬入した後の土地Aを関電で賃借するよう要求され、その賃料として月額200万円という極めて高額な要求を受けたことから、土地Aの賃料を関電が相当と考える金額(50万円/月)から引き上げるべく、結論ありきでの算定を実施し、土地Aの賃料を120万円/月とした上で、さらに、吉田開発の要求額(200万円/月)との差額を埋めるために、B倉庫の管理業務(30万円/月)及びアクセス道路の巡視業務(約100万円/月)を吉田開発に発注した可能性が極めて高いと考えられる。(甲1・132頁)

エ 適正賃料

本件鑑定書によると、土地Aの適正賃料（価格時点平成28年7月1日）は月額17万5000円、土地Bの適正賃料（価格時点平成30年4月1日）は月額9万円、土地Cの適正賃料（価格時点平成29年9月15日）は月額13万円とのことであり、本件鑑定書に照らした場合、本件賃料は不相当に過大であったと評価される。（甲1・137頁）

オ 小括

本件土地賃借は、森山及び吉田開発の要求に応じるために決定され、社内規程に違反した賃料算定を行い、しかも本件土地賃料は不相当に過大であり、まさに不正・不適切取引をしており、不正・不適切取引を行わない任務に背いている。

3 「自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的」（会社法960条1項柱書）

上記不正・不適切取引によって、不当に高値での賃料が吉田開発関連X社にわたるのであるから、「第三者の利益を図る」といえる。また実際の賃料額と適正な賃料額との差額を支払うのであるから関電に損害を加えるといえる（「株式会社に損害を加える目的」）。

また、吉田開発関連X社へ上記不正・不適切発注をすることによって、吉田開発関連X社は謝礼を森山へ渡し、森山はそれを原資として関電の役職員らへ金品を提供している蓋然性が高いと考えられることから、上記不正・不適切発注は関電の役職員である被告発人豊松が「自己の利益を図る」ものであるともいえる。したがって、「自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的」があるといえる。

4 「当該株式会社に財産上の損害を加えた」（会社法960条1項柱書）

上記不正・不適切取引によって、下表のとおり実際の賃料等と適正賃料との差額が、吉田開発関連X社へわたっている。

	実際の賃料	適正賃料	差額
土地A	土地Aの賃料120万円/月	17万5000円/月	102.5万円/月 (賃貸借契約期間は2016年7月5日から2021年3月(57カ月)なので、5842.5万円にのぼる。)

したがって、上記不正・不適切取引によって、その差額分について、関電に「財産上の損害を加えた」といえる。

5 故意

豊松は、2011年8月30日付メールで、高浜原発の幹部から、森山から渡された陳情書について報告を受けている。また2015年6月3日には、副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城）から、「昨日、150万円/月（1800万円/年）の補填について、ご了解を得ています。内容は、(1)緊急資材用貯蔵品倉庫の賃借料・出納業務委託(2)構外駐車場、資材置き場管理、緊急時対応道路（山道）巡視委託、(3)賃借料の10万円/月アップ（路線価相当）の併せ技にしております」との電子メールを受けている。

2015年6月3日のメールで、「150万円の補填」という記載があるので、元の賃料は50万円の予定であったことを了知していたことになる。その後、200万円の要求をされ、それが法外な要求であることの説明を受けている。本件は、最終的に賃料は120万円、それにB倉庫管理業務とアクセス道路の巡視業務を追加して合計200万円の利益を確保することになった。原子

力事業本部の役職員は、「森山氏に回答するとき、回答内容について鈴木氏や右城氏が豊松氏に相談をしていた」旨供述していることからすると[20210204担当者ヒヤメモ]、最も重要な最終決着の内容を森山に伝える前に、その内容を原子力事業本部長（豊松）に報告し、了承を得ていたことが推認される。

（以上、甲1・139頁、140頁）

これらから、被告発人豊松において、吉田開発関連X社に対して差額相当額の利益を供与することになるという認識を有しつつ、森山及び吉田開発の要求に応じて本件賃貸借を決定することを黙認していた可能性が高いと考えられる。

したがって、被告発人豊松は、不正・不適切取引をすることが取締役としての任務に背くことを認識・認容していたと考えられる。

6 結論

以上のとおり、被告発人豊松は、自己若しくは吉田開発関連X社の利益を図り又は関電に損害を加える目的で、不正・不適切取引をしない任務に背き、森山の要求に応じて吉田開発関連X社に対して不相当に過大な賃料と適正賃料の差額相当額の利益を提供することで、関電に差額相当額の損害を加えたといえ、特別背任罪の構成要件に該当する。

第3章 強制捜査の求め

本件調査報告書（甲1）には、コンプライアンス委員会が土砂処分問題及び土地賃貸借問題を認定するに当たって証拠としたメール等の標目が明らかにされている。

それら証拠の標目を一覧表にしたものが別紙「文書目録」である。

捜査機関におかれて、少なくとも別紙「文書目録」の文書を搜索、差押えされた

第4章 結語

原発の工事に関して、これほど明確に高値発注が明らかになったのは初めてのことである。

関西電力の旧経営陣も現経営陣も「たしかに約3.6億円の不正還流はあったが、不正発注、高値発注は絶対になかった。だから電力利用者に迷惑はかけていない。」と言い張っていた。そこをいわば防御の生命線としていた。ことここに至ってそれが嘘であることが明白となったのである。

本件不正発注、高値発注は今般の原発マネー不正還流事件の本質問題、中核問題である。不正発注、高値発注によって吉田開発又は吉田開発関連X社が得た不正利益の一部が森山にまわって関電の役員らに給付された蓋然性は極めて高いからである。ここにメスを入れなければ事の本質に迫れない。

検察が土砂処分問題及び土地賃借問題を把握していたのに、起訴しなかったのであれば、これらの問題をもみ消したことになる。もし検察が把握していなかったのであれば、それはそれで、任意で十分な証拠の提出を受けたとして強制捜査を頑なに行わなかった検察の恥である。

なお、検察の不起訴理由説明の際に、田仲検事は、「取引数が余りに多く、どれに着目していいか分からず、不正発注や高値発注の存在を確認できなかった」と述べた。しかし、強制権限をもたないコンプライアンス委員会の弁護士ですら本件不正発注、高値発注を発見し、指摘することができた。このことを検察は大いに恥じ、反省すべきである。

市民らが支払った電気料金が、根拠もなく業務の対価でもないのに大量に原発地元の業者に投入され、また社内規程に違反した算定による過大な賃料で原発地元の業者に投入され、それが地元のフィクサー、電力会社の幹部等の輪の中でぐるぐる循環していると考えられる。国策である原発に絡んで多額の裏金が地元工作に使われていたのではないかと疑われる。電気料金を支払ってきた関西圏の市民らは愕然としている。

このような実態を市民が傍聴できる法廷で明らかにし、不正をただす必要がある。それができるのが、検察である。

市民は、検察に期待し、注視している。

なお、検察庁を挙げて捜査を行なっていただくために、本告発状と同じものを最高検察庁へ提出している。

文書目録

本文書目録は、本件調査報告書で明示されている証拠の標目を一覧表にまとめたものである。なお、下記目録中「メール」とある文書については、特に記載していなくともメールに添付されている資料も含む。

	文書	調査報告書の ページ数
1	2 調達本部 2015年組織改正概要, 3 調達本部の職制を定める通達_201906r	13
2	20210205 担当者ヒヤメモ	14
3	調達業務規程	15
4	調達業務規程取扱通達	15
5	原子力部門における調達管理通達	15
6	原子力部門における調達管理要綱	15
7	原子力部門における調達管理要項別紙	15
8	調達業務規程取扱通達	16
9	業務委託契約手続に関する通達	16
10	原子力事業本部の職制を定める通達	17
11	土処分集約表 (280711)	20
12	2017220 メール_吉田開発関連 X社と吉田開発	20
13	土地C 借りん議	20 脚注 5
14	20150122 メール_地元3社請負実績他	22
15	20121009 メール_先生からの電話	23
16	20130529 メール_先生との懇談結果 (5/28)	23
17	20131221 メール_先生との次回予定	23

	文書	調査報告書の頁数
18	20140128 メール_先生関係:高浜 吉田開発への工事発注	23
19	20131213 メール_本日の対応結果と今後の対応につきまして	24
20	20210406 メール_RE_情報共有	25
21	20140106 メール_1_10 対応について	26
22	2014年1月10日に大飯原発の幹部が森山と面談時に交付した「大飯発電所内工事の計画について(案)」	26
23	20140110 メール_本日の対応結果につきまして	27
24	20140109 メール_1_10M先生への説明資料	27
25	20140110 メール_資料	27
26	同メール添付「140110 M 説明資料」	27
27	20140704 メール_** [地名]への土砂関係文書の提出について	27
28	平成26年10月「A処分場安定化対策 検討結果説明資料」	28
29	20140520 メール_FW_本日の吉田開発確認結果	28
30	20140518 メール_メモ	28
31	20140626 メール_RE_大飯土処分関係」添付「吉田打ち合わせ結果(最終版)」	28
32	20140626 メール_大飯土地処分関係	29
33	20140703 メール_先生とのお電話について	29
34	20140627 メール_土砂関係	29
35	20140717 メール_取扱注意:吉田開発との面談録(土砂関係)	30
36	20140220 メール_FW. 先生対応の件につきまして	31

	文書	調査報告書の頁数
37	20140301 メール_先生との対応状況につきまして (3月1日の電話対応内容)	31
38	20140313 メール** [地名] 地点への土砂処分に関するコンプライアンスにつきまして	32
39	20140828 メール_ご相談:大飯発電所 先生へのご説明スタンスにつきまして (メール添付資料も含む。)	32-33, 90
40	2014/9/25 担当者メールの添付資料の表	33
41	20140922 メール_先生との面談関係	33
42	20140909メール_森山先生からの依頼事項	33
43	2014年9日付「高浜発電所** [工事件名] 土砂について」と題する資料	34
44	20141111 メール土建** [担当者名] です	34
45	20141112 メール_FW 土建** [担当者名] です	35
46	20141113 メール_土建** [担当者名] です(再送です)	35
47	20141203 メール_ゼネコンへの言い振りについて	35
48	20141205 メール_RE_ゼネコンへの言い振りについて	35-36
49	20141216 メール_情報共有願います	36
50	20141226メール_【情報共有】土砂処分関係	37
51	20150108 メール_【情報共有】土砂処分関係(1月7日)	37
52	Y 候補地町との打合せ	37
53	20150127メール_【情報共有】土砂処分関係(平成27年1月23日)	38
54	20150127 メール_備忘メモ	38

	文書	調査報告書の頁数
55	20150130 メール_(お知らせ)高浜・大飯の残土運搬・処分費の積算について	38
56	20150209メール_RE_** [地名]仮置き の件	39
57	20150216メール_FW_【取扱注意 転送厳禁】2月12日 先生 説明資料の送付について【情報共有】	39
58	20150302メール_** [おおい町地元業者c社の役員] との対話(取扱注意)	39
59	20151029メール_Re_情報提供 (B社の役員との打合せ結果の件)。	40
60	20151030メール_** [地名]処分場打合せ結果	40
61	土砂処分スキーム (案)	41
62	大飯土砂処分場一覧	41
63	土砂処分集約表	41
64	20170721 メール_残土について	41
65	20150121メール_M先生資料について(取扱注意)	41
66	2015年1月13日付「平成27年度分 高浜・大飯発電所** [工事件名] で発生する土砂の処分計画について」と題する資料	42
67	20150116 メール_RE_極めて不本意な報告でございます	42
68	20150128メール_1月29日 TV会議(土砂)の資料送付について(2/3用)添付「2/3 先生土砂処分説明」	42
69	20150128メール_1月29日 TV会議(土砂)の資料送付について(2/3用)」添付「2/3先生説明(添付資料)」	42
70	20150216メール_FW_【取扱注意 転送厳禁】2月12日 先生 説明資料の送付について【情報共有】	43

	文書	調査報告書の頁数
71	平成27年1月13日ご説明資料と処分案の関係と題する資料 (添付資料を含む。)	43
72	2015年2月26日に原告会社(関電)が森山と面談した際の 「土砂処分案の一部変更」と題する資料	43
73	「土処分案(特重工事+その他工事)」と題する資料	43
74	平成27年1月13日ご説明資料と処分案の関係(添付資料を 含む)	43
75	20150225 メール_現時点の資料案です。	44
76	2015年4月14日付「【A】土砂処分の見直しについて」と題 する資料	44
77	20150907 メール_情報連絡につきまして	44
78	「20151027メール_10_28_先生資料」	44
79	「20151027メール_10_28_先生資料」添付「H27 10/28資 料(10月14日資料抜粋)」	44
80	2015年10月14日付「【地元企業分】土処分案(特重工事十 その他)追加ご説明資料」と題する資料	44
81	「20151027メール10_28先生資料」	45
82	「20151027メール10_28先生資料」添付「H27 10/28資料 (10月14日資料抜粋)」	45
83	「20151027メール_10_28先生資料」	45
84	「20151027メール_10_28先生資料」添付「H27 10/28 土処 分の状況(10月14日微修正)」	45
85	2016年2月11日付「平成28年度地元企業 協力依頼案」と 題する資料	45
86	「20160210メール_先生対応資料の送付」	45

	文書	調査報告書の頁数
87	「20160210メール_先生対応資料の送付」の添付資料	45
88	20160407 メール_情報共有(土砂)	45
89	2016/4/7担当者添付資料	45
90	2016年7月25日付「土砂処分等の追加」と題する資料	46
91	20161104 メール_【取扱注意】 土砂関係	46, 47
92	敦賀高浜地元約束一覧【取扱注意】	46
93	H28 7/25 資料(土砂追加)	46
94	土処分集約表(280711)	46, 47
95	20170116 メール_先生対応結果	47
96	「20170116 メール_先生対応結果」の添付資料	47
97	2017年4月27日付「高浜1, 2号機 特重工事他の土砂運搬処分について」と題する資料	47
98	20170613 メール_FW_11:00からのTV会議資料【取扱注意・転送不可】	48
99	平成28年5月19日付土地Aの登記情報・平成30年2月26日付土地Bの登記情報	48
100	「高浜」 (2005年4月22日に原告会社(関電)の吉田開発関連Y社に対する土地Aの売却に関する資料)	48 脚注9
101	「土地売買についての覚書」	48 脚注10
102	2016年7月1日付土地Aに関する賃貸借契約	48 脚注10
103	森山先生との打ち合わせ結果メモ(8/29)	49
104	「高浜町**[地名]地籍の土地(空地)のご利用について」と題する陳情書	49

	文書	調査報告書の 頁数
105	2015. 2. 16 メール	49
106	「**[地名] (東側) 地点のメンテナンス費用について」と題するパワーポイント資料	49
107	「**[地名]活用案」と題する資料	50
108	20150220メール_**[地名]活用案	50
109	平成27年2月26日「土砂処分案の一部変更」と題する資料	50
110	20150304_「原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所の一部変更について	50 脚注 12
111	20150301 メール_お願い(** [地名] の件	51
112	平成27年3月2日「高浜町** [地名] 用地の土地賃貸借について」と題する資料	51
113	2015年3月5日「** [地名] (東側) 地点の土砂搬入および活用方法について」と題する資料	51
114	20150311メール** [地名] 用地の賃貸借について	52
115	20150501 メール_ご連絡(情報共有)	52
116	2015年5月12日付「高浜町**[地名]用地の土地借り入れについて」と題する資料	52
117	20150603 メール_先生関係 ご報告	52
118	「高浜町** [地名] 用地の土地賃貸借について(8月3日)」と題する資料	53
119	20210204 担当者ヒヤメモ	53
120	210608_確認事項・資料提供依頼事項_0618 関電提出	53 脚注 13
121	091_B 倉庫建設に関する経緯	54
122	103_H27. 6. 3電話依頼	54

	文書	調査報告書の頁数
123	2015. 6. 10** [地名] 用地倉庫運営管理業務委託に関する懸案事項他	54
124	104_関西電力（株）原子力事業本部経理グループからの依頼メモ	55
125	105_H27. 7. 15 B倉庫 関電との打合せ	55
126	138** [地名] 用地における関電貯蔵品管理業務に関する課題	55
127	2015年7月23日付「防災・非常災害等に備えた倉庫の確保について」と題する依頼文書	55
128	161_稟議書別紙 1	55
129	109_関電への確認メモ	55
130	132 方針伺	55
131	112_H27. 7. 27 B倉庫 関電との打合せ	56
132	161_稟議書	56
133	090_工期延期願い, 091_B倉庫建設に関する経緯	56
134	056_B 倉庫貯蔵品運搬 H28. 4. 18. 19	56
135	相談メモ	56
136	H27高浜りん議	56
137	H27 大飯りん議	56
138	072_仕様書	56 脚注 14
139	034_契約書	56 脚注 14
140	相談メモ	57
141	20160413メール_TV会議での相談メモ	57
142	相談メモ	57

	文書	調査報告書の頁数
143	「敦賀高浜地元約束一覧【取扱注意】」と題する資料 (2016年11月1日付の社内メールに添付されたもの)	57
144	「高浜地元企業 約束済一覧」と題する資料 (2017年1月6日付の社内メールに添付されたもの)	57, 135
145	「**[地名]用地の活用 (**[社名]+**[社名]+柳田) 29年6月13日TV会議用」と題する資料	57
146	20160518 メール_**[地名]用地に係る賃貸借契約について	58
147	本件の比準価格算定表	58
148	本件の比準価格算定表・表紙	58
149	02_土地A 賃借りん議	58
150	20160621メール_FW:【業務連絡】「**[地名]用地の賃借」の件で・・・(**[原子力事業本部の役職員名]からの連絡事項)	59
151	「高浜町**[地名]」の「土地賃貸借契約」の締結折衝	59
152	20160705メール_【連絡】「吉田開発(株)**[担当者名]課長」との折衝記録(案)	59
153	「20160705メール_【連絡】「吉田開発(株)**[担当者名]課長」との折衝記録(案)」の添付資料	59
154	「高浜町**[地名]地区」における「構外駐車場(賃借地)」の整備工事完了に伴う現地確認について	59
155	**[地名]地区他ヤード利用計画, 平成28年12月9日(**[地名]活用案他2件+測量補助)	59
156	20210205担当者ヒヤメモ	60
157	**[地名]用地の活用(**[社名]+**[社名]+柳田)	60

	文書	調査報告書の頁数
158	2017.6.5メールFW: ** [地名] 活用について	60
159	** [地名] 用地の活用(** [社名]+** [社名]+柳田)	60
160	20170613メール_FW : 11:00からのTV会議資料【取扱注意・転送不可】	60
161	** [工事件名] による** [地名] 地先の資機材置場他 の確保について	60
162	20210205 担当者ヒヤメモ	61
163	土地C稟議	61
164	20210126** [機関名] ・対応概要	61 脚注 17
165	土地B稟議	62
166	コンプライアンス委員会がゼネコン各社に対して、本件スキームの採用経緯を照会した結果	96
167	コンプライアンス委員会がゼネコン各社に対して、一次下請として吉田開発を選定した理由を照会した結果	97
168	コンプライアンス委員会がゼネコン各社に対して、関西電力がゼネコンに対して吉田開発を一次下請として使うように明示的又は目次的に指示した際、吉田開発に対する発注単価(3400円/m ³)についても指示していたかどうかを照会した結果	97
169	大事な引継書(H30.6.27引継)	101
170	コンプライアンス委員会がゼネコン各社に対して、吉田開発の作業実態を照会した結果	101
171	2/12 塩浜工業発注予想額と土処分全体像.pptx	116
172	2/26 先生土砂処分説明	117
173	20160830 メール FW: 【業務連絡】「高浜町」:[地名]	118

	文書	調査報告書の ページ数
	ヤード（駐車場）他」の「整備工事完了」のお知らせ等」	
174	H280823**[地名]用地整備後写真	119
175	2022年3月17日付不動産鑑定評価書及び意見書	119, 120
176	土地等評価取扱要綱指針（平成21年3月30日 平成20総用計要綱指針第2号。平成25年12月16日平成20総用計要綱指針第2号-6)	121
177	比準価格算定の手引き	122
178	20210121メール RE: 先ほどの資料	128
179	2015年7月27日「**[地名]用地における関電貯蔵品倉庫管理に関する打合せメモ」	134
180	相談メモ, H27 高浜りん議, H27 大飯りん議など	134, 135
181	2016年11月1日付の社内メールに添付された「敦賀高浜地元約束一覧【取扱注意】」と題する資料	135
182	2019. 9. 27 メール	136
183	森山先生との打合せ結果メモ (829)	139

添付書類

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1. 甲 1 号証乃至甲 2 号証(写し) | 各 1 通 |
| 2. 証拠説明書 (1) | 1 通 |
| 3. 委任状 | 1 2 通 |

以上

被告発人目録

1 告発事実「第1 特別背任罪（土砂処分）」について

豊松秀己

住所：

元・関西電力株式会社取締役（平成21年（2009年）6月26日から令和元年（2019年）6月21日まで、平成22年（2010年）6月29日からは代表取締役）

職業：不詳

生年月日：

2 告発事実「第2 背任罪（土砂処分）」について

森中郁雄

住所：

元・関西電力株式会社取締役（令和元年（2019年）6月21日から同年10月9日、代表取締役）

職業：不詳

生年月日：

鈴木聡

住所：不詳

元・関西電力常務執行役員

職業：不詳

生年月日：不詳

3 告発事実「第3 特別背任罪（土地賃借）」について

豊松秀己